

DISCLOSURE 2025

JAバンク新潟県信連の現況



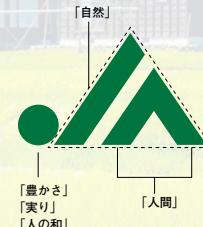
目次 CONTENTS

ごあいさつ	1
経営方針	2
JAグループ・JAバンクシステム	10
当会の考え方	
リスクマネジメント	12
コンプライアンス(法令等遵守)について	14
金融ADR制度への対応	15
金融商品の勧誘方針	15
個人情報の取扱方針	16
情報セキュリティに関する基本方針	16
利用者保護等管理方針	17
利益相反管理方針	17
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	18
マネー・ローンダリング等防止および 反社会的勢力等との取引排除への対応	18
貸出運営についての考え方	19
責任ある投融資	19
事業の概況	20
JA自己改革の取組み	23
地域貢献への取組み	24
業務のご案内	31
組織の概要	38
資料編	
単体経営資料	43
連結情報	90
法定開示項目と掲載ページ一覧表	129

Profile (令和7年3月31日現在)

愛称／JAバンク新潟県信連
正式名称／新潟県信用農業協同組合連合会
本店所在地／新潟市中央区東中通一番町189番地3
創立／昭和23年8月
総資産／1兆8,507億円
出資金／744億円
店舗／本店
職員数／163名

【JAマーク】



「JA」とは…

Japan Agricultural Cooperatives

の略称で、すなわち「農業協同組合」の愛称です。



農業協同組合としての原点(協同組織、農業・地域への貢献)を表します。

金融システムの一員として、他の金融機関に引けをとらない総合金融サービス(貯金、ローン、決済等のフルバンキング機能)を提供することを表します。

■ 本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

■ 金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。そのため、合計欄、増減欄等が一致しないことがあります。

ごあいさつ



経営管理委員会会長 伊藤 能徳 代表理事理事長 島本 春幸

皆さまには、日頃より、JAバンク新潟県信連に対して格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和23年の創立以来、「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、県下JAとともに、新潟県の豊かな「農業」と「暮らし」を金融面からサポートしてまいりました。

このたび、当会の事業・経営状況について皆さまにご紹介するため、令和6年度の業績や活動内容をまとめたディスカロージャー誌を作成いたしましたので、ぜひご高覧いただき、当会へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和6年度のわが国経済は、依然として物価上昇の影響を受ける中、設備投資の持ち直しや堅調な個人消費に支えられ、緩やかな回復基調が継続しました。新潟県内においても、設備投資を中心に持ち直しの動きがみられたものの、人手不足や原材料価格の高騰により、企業の倒産件数が増加しました。

金融情勢については、国内では、金融政策の正常化に向けて日本銀行が利上げを実施し、長期的な低金利環境に変化が生じました。また、37年ぶりの円安水準の到来や日経平均株価の史上最高値更新など、金融市場全体においても大きな動きがみられました。海外では、主要国の利下げ開始や半導体関連株の高騰といった動きがみられた一方、トランプ米大統領の就任に伴う政策の不透明感から、先行きには不安感も残る展開となりました。

このような情勢の下、JAバンク新潟では、JAバンク新潟中期戦略の最終年度として、“農業・地域・暮らしに貢献し、組合員・利用者を支え続けるJAバンク”的実現に向け、農業の成長支援や地域の活性化支援、ライフプランサポートの実践による組合員・利用者ニーズに即した事業展開を進めるとともに、貸出の強化をはじめとした収益力の強化や徹底的な業務効率化による人材創出により、持続可能な収益構造の構築に取り組みました。

また、当会としても、第18次中期経営計画の最終年度として、基本方針に掲げた取組みを一つひとつ着実に実践するとともに、環境・社会課題への責任を果たしていくため、「長期ビジョン」や「JAバンク新潟県信連 SDGs宣言」を踏まえた取組みを行いました。

令和7年度は、JAバンク新潟中期戦略および当会の第19次中期経営計画の初年度であり、JAにおいては、リアル接点とデジタルを融合させながらJAに対して愛着・信頼を感じる組合員・利用者を増やしていく「つながり強化戦略」と「総合事業全体での経営戦略高度化」および「人材育成、健全性確保・内部管理態勢構築」を骨子とし、JAの経営基盤の一層の強化に向けて取り組む重要な年度となります。

当会としても、“農業・暮らし・地域に貢献し、組合員・利用者とつながり続けるJAバンク”的実現に向け、経営環境の変化に適応しつつ、安定した利益還元と充実した機能還元により、JAの事業・経営基盤強化の取組みを支援していくとともに、「長期ビジョン」の実現および2030年に向けた中長期目標の達成に向けた取組みを進め、組合員をはじめ地域の皆さまからの期待と信頼に応えてまいる所存ですので、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

JAバンク新潟県信連

経営管理委員会会長

伊藤 能徳
島本 春幸

代表理事理事長

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、新潟県農業の振興および農家経済の安定・向上を図るとともに、広く地域社会の発展に貢献します。

経営方針

J Aと一体となって、地域農業・経済の発展に貢献する農業専門金融機関・地域金融機関であり続けるとともに、J Aバンク新潟の県域本部として、安定した利益還元と充実した機能還元を実施していきます。

長期ビジョン

私たちを取り巻く環境は、本県農業産出額の減少、担い手の高齢化・法人化、低金利環境下における利鞘の縮小、デジタル化の急速な進展など、大きく変化してきています。

また、国連ではSDGsが採択されるなど、地球環境問題をはじめとしたサステナビリティへの意識が高まっていきます。

このようななか、将来にわたり、当会の経営理念を実現していくためには、環境の変化に適応すべく、自身を変革し、挑戦していくことが必要であると考えています。

こうした認識の下、私たちは、SDGs宣言を行うとともに、2030年に向けて、J Aバンク新潟県信連の今後の目指す姿を明確化し、その目標達成に向けて役職員全員が一丸となって実践していくことを目指して、長期ビジョンを策定しました。

到達目標…目指す姿、存在意義

農業、地域、J Aと共に未来を創る

長期ビジョン…あるべき将来像のスローガン

「Moving toward 2030 未来への変革」

～変革に向けた、3つの挑戦～

I. 農業・地域社会を豊かにする、コンサルティング・サービス

II. 環境・社会課題に適応する、ESG経営

III. 挑戦・成長し続ける、組織・人材マネジメント

当会が、地域から最も信頼され、そこで働く職員が誇りをもつ組織となることで、地域の課題に積極的に対峙・解決し、経営理念に掲げる「農業の振興、農家経済の安定・向上、地域社会の発展」を実現していきます。

また、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に取り組むほか、ダイバーシティ経営を実践するなど、SDGsの達成に向けた積極的な取組みを通じても、経営理念の実現を図っていきます。

SDGs宣言

当会は、経営理念に基づき、信用事業を通じて、農業の振興と組合員の生活基盤の安定・向上、ならびに地域社会の発展に向けた事業運営を行うことにより社会的使命を發揮し、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」への取組みにより、持続可能な農業・地域社会を実現するため、「SDGs宣言」を行うとともに、2030年に向けた中長期目標を設定しています。

J Aバンク新潟県信連SDGs宣言

J Aバンク新潟県信連は、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に賛同し、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題の解決に向け、J Aとともに、事業活動を通じて貢献してまいります。

重点項目・関連事項

長期ビジョン	重点項目	関連事項	主な関連目標
I. 農業・地域社会を豊かにする、 コンサルティング・サービス	1. 地域農業・経済の 持続的発展	(1) コンサルティング・ サービスの充実	    
	2. 地域社会の活性化	(1) 金融インフラ・ サービスの充実	  
II. 環境・社会課題に適応する、 ESG経営	3. 環境・社会課題への 責任	(1) ESG金融の実践	   
		(2) 環境配慮型経営の 実践	   
		(3) ダイバーシティ経営 の実践	 

2030年中長期目標

長期ビジョン	目標項目	令和6年度実績	目標値
I. 農業・地域社会を豊かにする、 コンサルティング・サービス	食農関連企業への融資新規実行額	283億円	600億円 (令和4~12年度累計)
II. 環境・社会課題に適応する、 ESG経営	サステナブル・ファイナンス取扱額	314億円	800億円 (令和3~12年度累計)

JAバンク新潟中期戦略(令和7～9年度)

JAバンク新潟（県下8JAと当会）は、「JAバンク新潟中期戦略（令和7～9年度）」を策定し、目指す姿である「農業・くらし・地域に貢献し、組合員・利用者とつながり続けるJAバンク」の実現」に向けた取組みを進めています。

目指す姿

「農業・くらし・地域に貢献し、組合員・利用者とつながり続けるJAバンク」の実現



JAバンク新潟中期戦略(令和7～9年度)の概要

1. つながり強化戦略

徹底して組合員・利用者の目線にたったサービス・体験の提供

農業

くらし

地域

リアルとデジタルが融合した接点構築

店舗



スマホ



渉外

2. 総合事業全体での経営戦略高度化

総合事業全体で最適かつ連関性ある経営戦略の策定と実践



連合会間の一層の連携

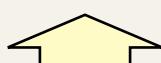
JAとの戦略策定および進捗管理の枠組構築

3. 人材育成

4. 健全性確保・内部管理態勢構築

の
JA
全
組
み
体

「JAグループSDGs取組方針」に基づく対応



JAの経営基盤の一層の強化と合併効果発揮に向けた取組み

J A バンク新潟県信連第19次中期経営計画(令和7～9年度)

当会は、令和7年度から令和9年度までの3か年を対象とする「第19次中期経営計画」を策定し、目標達成に向けた取組みを進めています。

第19次中期経営計画(令和7～9年度)の概要

基本方針1

地域農業・経済への貢献

J Aと一体となって、農業者の経営安定、所得増大、経営課題解決に向けた的確な提案を実践するとともに、食農関連企業をはじめとする県内企業等への適切な資金供給や、多角的なコンサルティング・サービスを展開することにより、地域農業・経済の更なる発展に貢献していきます。

基本方針2

J Aの事業・経営基盤強化

J Aにおける徹底した組合員・利用者目線でのサービスの提供やリアルとデジタルが融合した接点構築による「つながり強化」に向けた取組みを支援するとともに、J Aの経営戦略高度化ならびに事業運営体制強化を支援していきます。

基本方針3

経営資源の最大限の活用

リスクアペタイト・フレームワークに基づくALM運営を行ながら、安定した利益還元に向けた有価証券運用の収益性向上を図るとともに、業務効率化や人材マネジメント、ESG経営を加速・拡充し、長期ビジョンの達成に向けて取り組みます。

重点実践事項

- ・県域本部機能の発揮による農業の成長支援
- ・金融仲介機能を通じた農業振興・地域活性化

重点実践事項

- ・つながり強化に向けた事業基盤強化支援
- ・経営戦略の高度化支援
- ・健全性確保・内部管理態勢構築支援

重点実践事項

- ・有価証券運用の収益性向上
- ・高度な経営管理の実践
- ・強靭な組織への変革

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくため、経営理念に基づき、新潟県農業の振興および農家経済の安定・向上をはかるとともに、広く地域社会の発展に貢献するため、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、企業倫理および法令等の遵守ならびにリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制の基本方針を策定しています。

■ 内部統制基本方針

ア. 役員および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンスの基本方針やコンプライアンス・マニュアル等を策定し、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
- (イ) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守態勢の実施状況の検証を行うとともに、コンプライアンス態勢の適正な運営のための検討・協議を行う。
- (ウ) コンプライアンス統括部署は、法令等遵守状況のチェックおよび管理等を行うとともに、各部署のコンプライアンス管理者が法令等遵守態勢の徹底を行う。
- (エ) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス所管部および外部の法律事務所に相談・情報提供できる「コンプライアンス・ホットライン」制度を構築し、その内容に応じて速やかに是正措置を講じる。
- (オ) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
- (カ) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
- (キ) お客さま本位の業務運営の徹底のため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、県下JAがお客さま本位の業務運営をより一層実現することができるよう、JAに対する支援を行う。

イ. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 経営管理委員会、理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等の情報については、「総務規程（文書管理細則）」等に基づき保存期間などを定め適切に管理する。
- (イ) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
- (ウ) 業務の担当部署等は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる上記の文書を含め情報が常時閲覧できるように保存・管理する。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めた「リスクマネジメントの基本方針」を制定する。
- (イ) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーションル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。
こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。

- (ウ) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスクキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
- (エ) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関するリスク管理を実施する。
- (オ) 「緊急時対応に関する基本方針」に基づき、災害等が発生した場合、業務の継続ならびに早期復旧・正常化を図るため必要な態勢を整備する。

工.理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 中期経営計画および年度事業計画やその他の業務執行に関する重点実施事項を定め、その進捗状況を定期的に管理する。
- (イ) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定や経営課題などの協議等を行うほか、理事会の決議事項にかかる原案の検討等を行う。
- (ウ) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、会議体等の整備を行い、機構・職制・事務分掌等を含めた権限を明確に定める。

オ.当会および子会社における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 子会社を含め当会の業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」を定め、子会社管理部署を設置する。
- (イ) 円滑な業務運営を図るため、子会社との協議事項および進捗事項を定め適宜指導・助言を行い、業務の執行状況などを把握・管理する。
- (ウ) 「財務報告に係る内部統制基本方針」等に基づき、当会の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

カ.内部監査体制

- (ア) 当会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、「内部監査規程」等を定め、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われる態勢を確保する。
- (イ) 監査部は、当会の全業務および子会社を対象とした理事会が承認する監査計画に基づき内部監査を行い、その結果を理事会および経営管理委員会に報告する。
- (ウ) 監査部は、監事および会計監査人と意見交換などを行い、連携を強化し効果的な監査業務の遂行を図る。

キ.監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

- (ア) 理事は、監査補助者として監査部に必要な人員を配置し、監事は、職務執行を補助する者として、監査部職員をはじめとした監査補助者を選定する。
- (イ) 監査補助者は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。

ク.理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (ア) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事会に報告する。
- (イ) 理事は、監事に意見交換などにより必要な報告および情報の提供を定期又は都度行うとともに、職員を含め監事の要請により報告および情報の提供を行う。
- (ウ) 監査部は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
- (エ) 監事は、理事会、経営会議、コンプライアンス委員会など、業務遂行に関する重要な会議に出席する。

- (才) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事閲覧に供する。
- (カ) 前記ア. (エ) の「コンプライアンス・ホットライン」制度の運用状況およびコンプライアンス所管部が子会社の内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告を行う。

ケ. 監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員および子会社の役員・社員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。

コ. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事がその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。

サ. その他監事の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (ア) 「監事監査規程」を定め、役職員の監事監査に対する理解を深め、監事監査の環境を整備する。
- (イ) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べができるものとする。
- (ウ) 監事は、代表理事と定期的に意見交換を行い、また監査部との連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。

■ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令等遵守、リスク管理、子会社管理、内部監査等の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和6年度の運用状況は以下のとおりです。

ア. 役員および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守体制については、コンプライアンスの基本方針やコンプライアンス・マニュアル等を策定するとともに、コンプライアンス委員会等による検証や「コンプライアンス・ホットライン」制度の構築、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の研修等を行い、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策については、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、コンプライアンス委員会等において、当会におけるマネー・ローンダリング等のリスクに対し、リスクベースアプローチに基づき、リスクの特定、評価、低減措置等を文書化した「リスク評価書」を定期的に協議・策定する等、組織的に対応する体制を整備しているほか、マネー・ローンダリング等への対応にかかる研修会の実施により、意識の向上を図っています。

お客さま本位の業務運営の徹底のため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定し、役職員に周知を行っています。

イ. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

文書管理細則を定め、重要な会議体については議事録の作成・保存に関する体制を整備するとともに、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報が常時閲覧できるように保存・管理する体制を整備しています。

また、「JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針」（サイバー攻撃への備え）を踏まえたサイバーセキュリティ対策にかかる体制を整備しています。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの基本方針やリスク管理方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるよう事務手続等を定めているほか、業務継続訓練も実施しています。個別事案に対しては、緊急対策本部会議を開催し、具体的な対応方針の協議も行っています。

エ. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画および年度事業計画の進捗管理を業務会議において定期的に実施し、実効性を図っています。また、理事会の意思決定を効率的に行うために理事等により構成される経営会議を必要に応じ随時開催し、理事会での迅速な経営判断ができるような協議の場とするほか、役職員の職務執行を効率的に行うための会議体等を整備し、機構・職制・事務分掌等を含めた権限の明確化を図っています。

オ. 当会および子会社における業務の適正を確保するための体制

各業務に係る諸規程を適時適切に見直し、業務フロー等の管理体制の改善を行い、効率的な業務運営ができるよう努めているほか、子会社管理規程を策定し、子会社における業務管理体制やリスクの把握に努めています。また、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制基本方針等に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備しています。

カ. 内部監査体制

内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価し、その結果については理事長および監事に報告するとともに、理事会および経営管理委員会にも報告しています。また、監事および会計監査人と意見交換などを行い、連携を強化し効果的な監査業務の遂行を図っています。

キ. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事からの独立性に関する事項

業務執行部門から独立した部門として監査部を設置し、監事の職務執行を補助するために必要な職員を配置しています。また、監査補助の従事にあたっては監事の指揮命令のもと業務を遂行しています。

ク. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

理事会や業務遂行に関する重要な会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えるとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。また、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行っています。

ケ. 監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス・ホットライン制度運営細則等に、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保することを明記し、役職員に周知しています。

コ. 監事の職務執行について生ずる費用に係る方針

監事の職務執行について生ずる費用については、すべて負担できるよう年度ごとに十分な予算計上を行い、支払うこととしています。

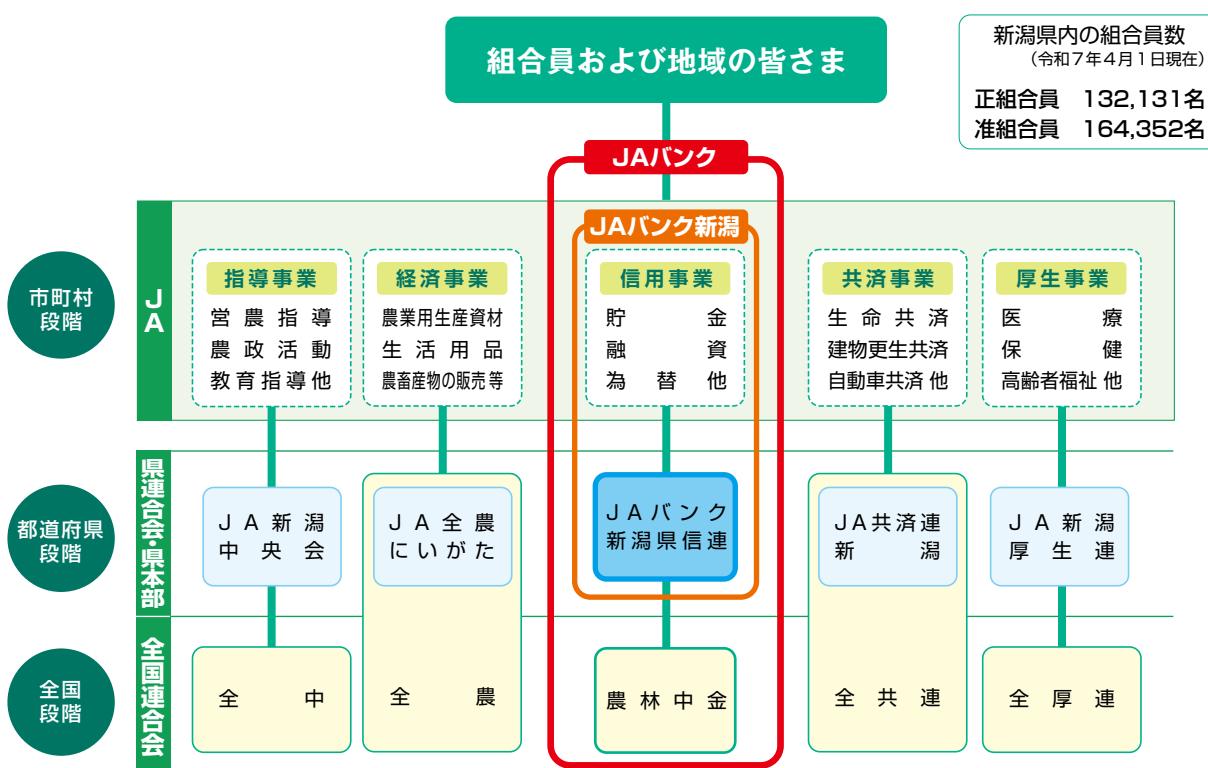
サ. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

J Aグループの仕組み

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階および全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、県下JAの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として、地域の皆さんに総合金融サービスを提供しています。



J Aバンクとは

「JAバンク」とは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。全国に民間最大級の店舗網を展開するネットワークと総合力で、地域の皆さんの、身近で便利、そして安心なメインバンクとして、お客さま一人ひとりのニーズに応えます。

新潟県においては、県下8JAおよび当会が「JAバンク新潟」として、一体的な事業運営を展開しています。

J Aバンク新潟

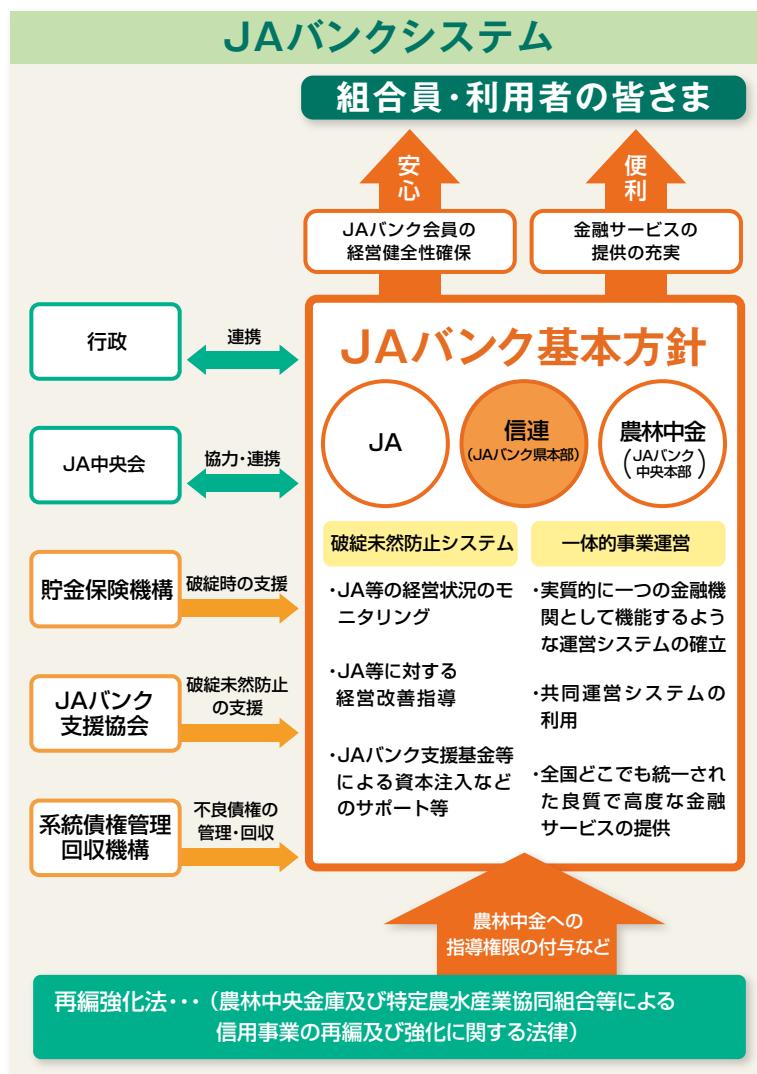


下越地区	JA新潟市 JA北新潟	JA新潟かがやき JA佐渡
中越地区	JAえちご中越 JAみなみ魚沼	JA魚沼
上越地区	JAえちご上越	
県連合会	JAバンク新潟県信連	

JAバンクシステム

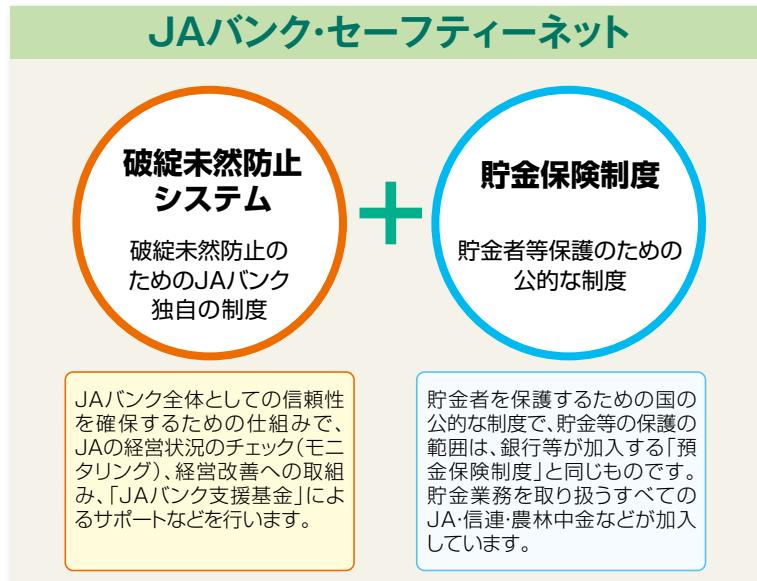
組合員・利用者の皆さんに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけよう、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



J A バンク・ヤーフティー・ネット

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットで守られており、組合員・利用者の皆さんに、より一層の安心をお届けしています。



リスクマネジメント

金融機関が内包するリスクは、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等多種多様にわたり、かつ増大する傾向にあります。こうした事業環境の中で、当会はリスクマネジメント態勢の充実・強化について重点的に取り組み、ALM委員会・リスク管理委員会をはじめ内部監査・審査体制の充実・強化を図るなど、経営の健全性確保に努めています。

ALM体制

金融機関の資産・負債は金利変動等の影響を大きく受ける構造になっていますが、当会では、財務の健全性維持と安定的な収益確保のため、リスク管理を徹底するとともに、リスクアペタイト・フレームワークを踏まえ、ALMの強化に努めています。

「ALM委員会」「融資検討委員会」「資金運用検討委員会」等を定期的に開催して、資産・負債の動向把握や経済動向・金利予測分析を行い、金融情勢の変化に対応できるよう努めています。

リスク管理体制

経営の安定性を維持し、将来にわたって健全経営を維持していくために、当会が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクを統合的に管理することを目的として「リスクマネジメントの基本方針」等を定めるとともに、定期的に「リスク管理委員会」を開催して、信用リスク・市場リスク等にかかるリスクの分析および限度額の設定・管理を行っています。

内部監査体制

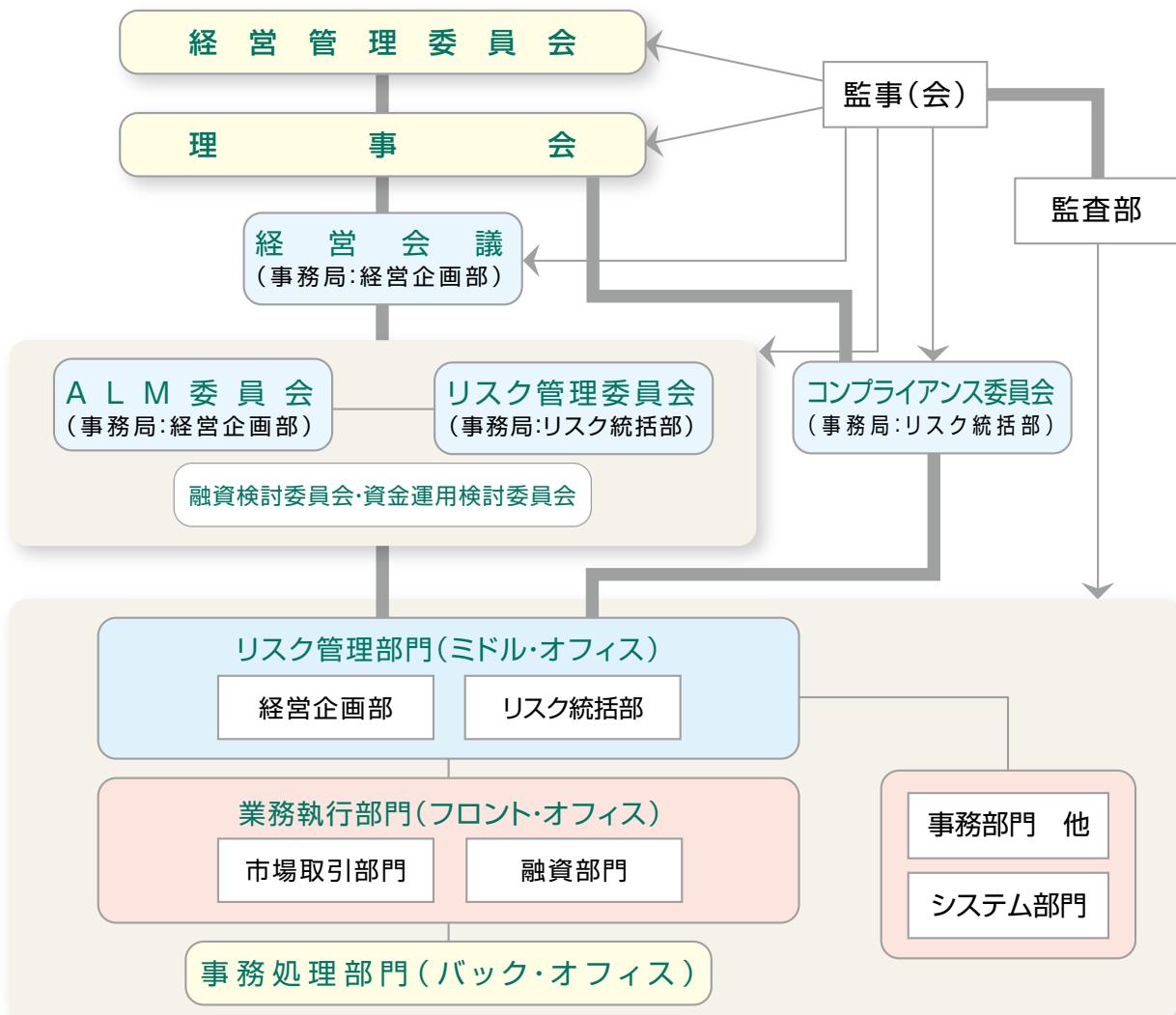
内部管理態勢の強化を図るため、経営活動全般にわたる管理運営および業務の遂行状況についての適切性と有効性の観点から検証・評価し、その結果に基づく情報の提供および改善・合理化への提言・提案等を通じて、経営の健全性確保および経営効率の向上に努めています。

審査体制

「クレジットポリシー」等の内部諸規程を基本とした「審査方針」を定めて、信用リスク管理の強化を図るため、厳格な審査体制を敷いています。

具体的には、営業段階においては、財務諸表分析システム等により融資先ごとの対応方針に基づいて一次審査を行い、融資推進部門と分離独立した審査部門において、厳正な基準に基づいた二次審査を行い資産の健全性確保に努めています。さらに、融資および審査担当者を会内外の各種研修に派遣して、審査能力向上に努めています。

■ リスクマネジメント体制図



当会の考え方

■ 管理対象リスクの種類

種類	内容
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々なリスクファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値（または収益）が変動し、損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金が確保できなくなる、または、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） 市場の混乱等により市場において取引ができなくなる場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーション・リスク	
事務リスク	役職員が手続きに定められた事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被る、または、諸規程の不備等により適切な事務処理が行われず損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、サイバー攻撃等、システム不備等に伴い損失を被る場合およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

コンプライアンス(法令等遵守)について

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者・企業・地域住民の皆さまのための協同組金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会は、こうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上にゆるぎない地域社会からの信頼を確立していくため、「コンプライアンスの基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでいます。

コンプライアンスの基本方針

① 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とともに、「JAバンクシステム」における県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

② 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

③ 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

④ 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

⑤ 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

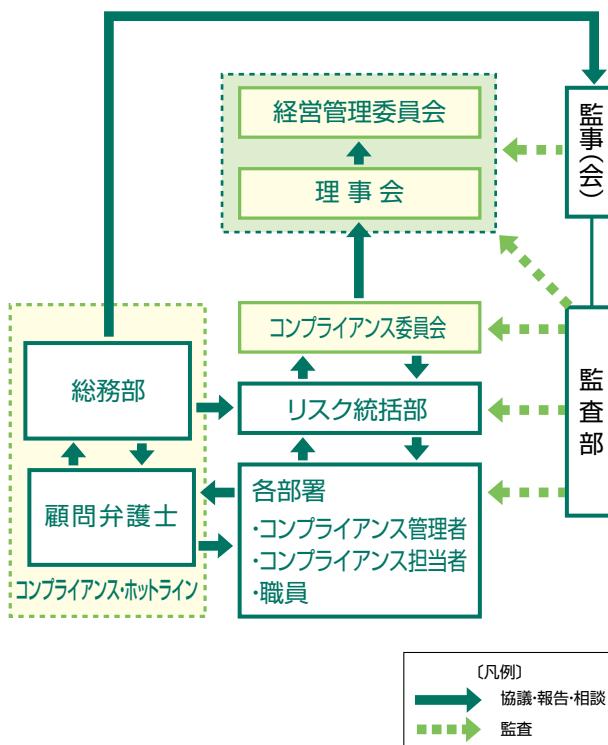
⑥ 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

コンプライアンス体制

当会は、コンプライアンス態勢全般に関する協議を行うため、コンプライアンス委員会を設置しており、重要な事項については経営管理委員会および理事会に報告等を行っています。また、リスク統括部をコンプライアンス関連事項の統括部署と位置付け、当会全体のコンプライアンスに関する企画・立案やモニタリングに取り組むとともに、各部署にコンプライアンス管理者を配置し、リスク統括部と連携をとりながら適切な事業運営の実践に努めています。

なお、コンプライアンスに関する基本姿勢および遵守すべき事項等を記載した手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に対して周知徹底を図るとともに、毎年度策定するコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス態勢の強化に向けた具体的な実践策に取り組んでいます。



金融ADR制度への対応

苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・店内掲示等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

相談・苦情等のお申し出については当会の相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所までお問合せください。

当会の相談・苦情等受付窓口

電話番号：025-211-2121（代表）

JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除きます。)

紛争解決措置の内容

お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決することを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用できます。

※上記の弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

	電話番号
新潟県弁護士会示談あっせんセンター	025-222-5533
東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249

当会の考え方

苦情等受付・対応態勢

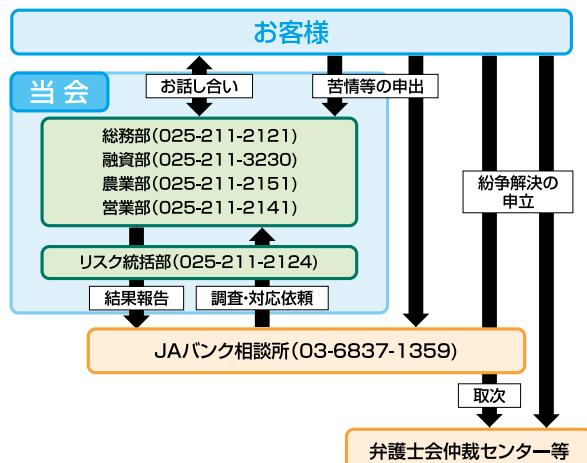
当会は、上図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融サービス提供法の趣旨に則り、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、「金融商品の勧誘方針」を定め、お客さまに対して適正な勧誘を行うとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

金融商品の勧誘方針

- ①お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ②お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- ④電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥販売・勧誘に関するお客様からのお質問やご照会については、適切な対応に努めます。



個人情報の取扱方針

当会では、お客さまからの信用を第一と考え、ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、厳格な管理に取り組んでいます。

また、個人情報管理の有効性・実効性確保に向けて、役職員への研修等にも取り組んでいます。

■個人情報保護方針

①関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

②利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会のホームページ等に掲載しております。

③適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

④安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

⑤第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

⑥機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

⑦仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

⑧匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをおいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

⑨開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

⑩継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

⑪苦情・ご意見・ご要望の申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

※お客さまの個人情報等のお取扱いにつきましては、当会ホームページに掲載しております。

情報セキュリティに関する基本方針

当会は、お客さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

■ 情報セキュリティに関する基本方針

- ①当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- ②当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- ③当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティに関する基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- ④当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業において、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下のとおり「利用者保護等管理方針」を定め、お客さまの保護等管理態勢の向上に取り組んでいます。

■ 利用者保護等管理方針

- ①利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
 - ②利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
 - ③利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
 - ④当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
 - ⑤当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のための態勢整備に努めます。
- （備考）本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

■ 利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

■ 利益相反管理方針

① 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

② 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

③ 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

④ 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

⑤ 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県下J Aの信用事業をサポートする県段階の連合会組織として、県下J Aが組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献できるよう支援するため、以下の取組方針を定め、本方針に基づく取組状況の定期的な公表にも取り組んでまいります。

今後も、県下J Aがお客さま本位の業務運営をより一層実現することができるよう支援するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

① お客さまへの最適な商品提供

投資信託を販売する県下J Aが、お客さまのニーズに合った金融商品・サービスを提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

② お客さま本位の提案と情報提供

投資信託を販売する県下J Aが、お客さまの投資判断に資するような重要な事項（商品のリスク特性・手数料等）について分かりやすく説明し、必要な情報を十分に提供できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

③ 利益相反の適切な管理

投資信託を販売する県下J Aによるお客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理できるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則3本文および（注）】

④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

投資信託を販売する県下J Aに対し、研修の実施や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築することができるよう、J Aに対する支援を行ってまいります。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除への対応

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じるとともに、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対して確固たる信念を持って排除する姿勢を堅持するため、以下の方針を定め取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

① 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を發揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

② マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

③ 反社会的勢力との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢を持って対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

④ 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

⑤外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

貸出運営についての考え方

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としており、当会の責務は、その大切な財産を安全にお預かりし、地域の皆さまから有効にご活用いただくことがあります。

当会は、農業基盤の拡充と担い手の育成に資するための農業関連融資や、農商工連携による地域活性化に努めるとともに、地域金融機関として、地域振興・地場産業振興および社会福祉の向上に寄与すべく、地元企業・団体ならびに地方公共団体等お取引先のニーズに応じた融資条件の設定により、資金需要に積極的に対応しています。

今後とも、農業および地域社会の発展に資するため、幅広い資金ニーズに応えてまいります。

お取引先業種例

農業 穀作、野菜園芸、果樹園 農業、養豚肉牛酪農、養鶏 養卵、その他農業	製造業 食料品飲料水製造、繊維工業、 木材木製品紙製品製造、化学 工業、鉄鉱金属工業、非鉄金属 製造、出版印刷、その他製造業	鉱業 石炭原油天然ガス鉱業	建設業 総合工事、土木工事、建築 工事、板金塗装工事業、電 気通信工事、その他建設業	電気・ガス・熱供給・水道業 電気ガス熱供給水道業、 電気業
運輸・通信業 旅客輸送、貨物運送、倉庫 業、その他運輸通信業	卸売・小売・飲食業 卸売、百貨店スーパー、飲 食店、食料品飲料小売、衣 料品小売、その他卸売小 売飲食店	金融・保険業 銀行信託、農林水産金融、 保険、その他金融保険業	不動産業 不動産代理仲介、不動産 賃貸、不動産管理	サービス業 リース、旅館宿泊業、医療 保健衛生福祉、教育宗教 政治、その他サービス業

責任ある投融資

当会は、投融資業務を通じ、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題解決に着実に貢献していくため、「責任ある投融資に向けた取組方針」を制定しています。

■ 責任ある投融資に向けた取組方針

①基本方針

当会は、投融資業務を通じて、持続可能な新潟県の農業・地域社会の発展、地球環境の保全および社会課題解決に貢献してまいります。

そのため、環境・社会問題に真摯に向き合っている取引先に対しては、地域金融機関として適切な知見の提供や積極的な支援を行ってまいります。

一方、環境・社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響の低減・回避に努めてまいります。

②特定の業種、セクターへの対応方針

上記基本方針に加え、環境・社会の持続可能性に影響を与えると考えられる、以下に示す特定の業種、セクターに対する投融資については、十分に留意した対応を行います。

(1) 兵器

戦争等に使用される殺戮・破壊を目的としたクラスター弾など非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。

(2) 石炭火力発電

石炭火力発電は他の発電方式に比べ温室効果ガスの排出量が高く、気候変動等への影響が懸念されるため、新設の石炭火力発電所建設を資金使途とする投融資は、原則行いません。

ただし、災害時対応等でやむをえない場合や国のエネルギー政策等による高効率の発電所建設の場合などについては、慎重に検討を行います。

(3) 森林伐採

森林伐採事業に対する投融資については、伐採の違法性や環境への配慮、地域社会とのトラブル発生状況等について、十分に留意し、慎重に検討を行います。

(4) パーム油農園開発

環境保全や人権保護の観点から、パーム油農園開発事業への投融資については、国際認証（RSPO※）の取得状況や環境への配慮、人権侵害の有無、地域社会とのトラブル発生状況等について、十分に留意し、慎重に検討を行います。

※ RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil、持続可能なパーム油のための円卓会議)

経営環境

経済情勢

令和6年度のわが国経済は、依然として物価上昇の影響を受ける中、設備投資の持ち直しや、堅調な個人消費に支えられ、緩やかな回復基調が継続しました。新潟県内においても、設備投資を中心に持ち直しの動きがみられたものの、人手不足や原材料価格の高騰により、企業の倒産件数が増加しました。

農業情勢

農業情勢については、夏場の猛暑や自然災害により農作物に被害が生じる中、本県主要農産物であるコメについて、需給の逼迫から全国でコメ不足に陥る事態となり、米価は比較可能な平成2年以降で過去最高の水準まで高騰しました。一方、物価上昇を背景とした肥料・飼料・燃料などの資材価格の高止まりから、生産者の所得は改善に至っておらず、さらに担い手の減少や農業者の高齢化といった構造的な課題の継続により、生産者を取り巻く環境は不透明感を増し、将来の農業経営に対する不安要因が一段と強まりました。

金融情勢

金融情勢については、国内では、金融政策の正常化に向けて日本銀行が利上げを実施し、長期的な低金利環境に変化が生じました。また、37年ぶりの円安水準の到来や日経平均株価の史上最高値更新など、金融市場全体においても大きな動きがみられました。海外では、主要国の利下げ開始や半導体関連株の高騰といった動きがみられた一方、トランプ米大統領の就任に伴う政策の不透明感から、先行きには不安感も残る展開となりました。

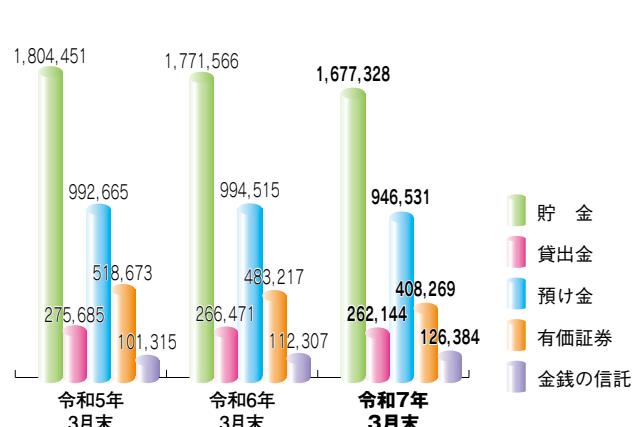
令和6年度の業績

主要勘定の推移

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
貯 金	1,804,451	1,771,566	1,677,328
貸 出 金	275,685	266,471	262,144
預 け 金	992,665	994,515	946,531
有 価 証 券	518,673	483,217	408,269
金 銭 の 信 託	101,315	112,307	126,384

- ・貯金残高は、JAの自主運用強化により、JAからの貯金が減少したことから、前年比942億円、5.3%の減少となりました。
- ・貸出金残高は、県内企業向けが増加した一方、地方公共団体や金融機関向けの減少により、前年比43億円、1.6%の減少となりました。
- ・有価証券および金銭の信託の残高は、ポートフォリオ改善による債券の売却や有価証券の償還が多かったこと等から、合計で前年比608億円、10.2%の減少となりました。

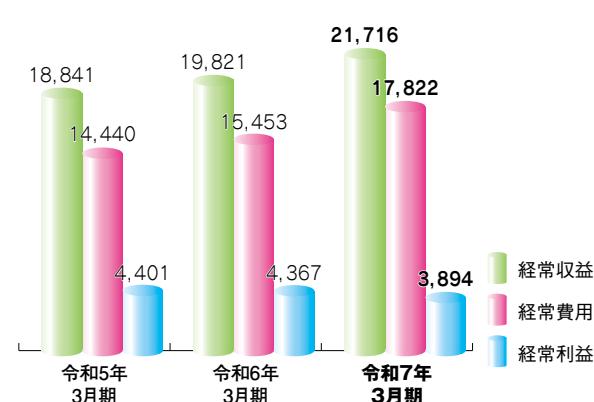


収益等の推移

(単位: 百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
経 常 収 益	18,841	19,821	21,716
経 常 費 用	14,440	15,453	17,822
経 常 利 益	4,401	4,367	3,894
当 期 剰 余 金	4,052	3,902	3,185

- ・受益証券解約益の計上による有価証券利息配当金の増加を主要因に経常収益は増加したものの、市場関連費用や貯金利息の増加等により経常費用も増加したことから、経常利益は、前年比4億円、10.8%減少の38億円となりました。



■ 単体自己資本比率の推移

(単位:百万円、%)

	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
自己資本額(A)	156,421	152,169	152,792
リスク・アセット(B)	1,286,462	1,333,744	1,385,744
自己資本比率=(A)÷(B)×100	12.15	11.40	11.02

- 自己資本比率は、バーゼルIII最終化の適用によるリスク・アセット額の算出方法の見直し等により、前年度末比0.38ポイント低下の11.02%となりました。
- 国内基準(4%)を上回り、高い安全性・健全性を維持しています。



■ 事業純益の推移

(単位:百万円)

	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
事業純益	728	△154	415
実質事業純益	728	△154	415
コア事業純益	829	1,079	3,787
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	829	1,882	651

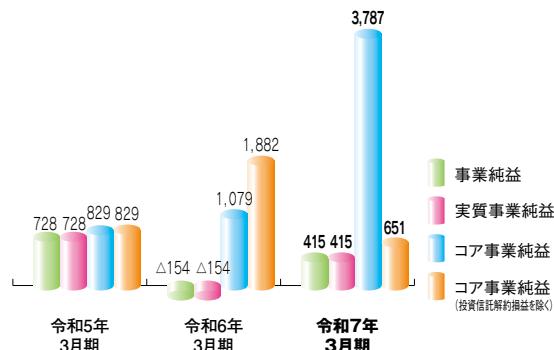
- 実質事業純益は、受益証券解約益の計上による有価証券利息配当金増加等により、前年比5億円増加の4億円、国債等債券関係損益を除いたコア事業純益は、同27億円増加の37億円となりました。

(注)1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益※

※国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

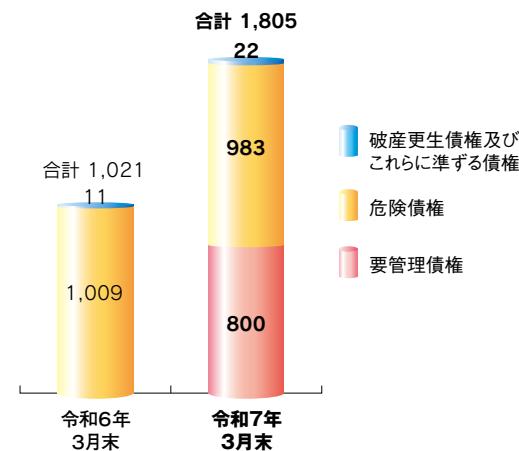


不良債権の状況

■ 農協法および金融再生法に基づく開示債権(単体)の推移 (単位:百万円、%)

債権区分	令和6年3月末	令和7年3月末	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	11	22	10
危険債権②	1,009	983	△26
要管理債権③	—	800	800
(うち三月以上延滞債権)	(—)	(—)	(—)
(うち貸出条件緩和債権)	(—)	(800)	(800)
小計(①+②+③=A)	1,021	1,805	783
正常債権④	268,528	263,015	△5,513
債権額合計(A+④=B)	269,550	264,820	△4,729
不良債権比率(A÷B×100)	0.37	0.68	0.31

- 不良債権比率は、不良債権額の増加と債権額の減少により、前年比0.31ポイント上昇の0.68%となりました。



対処すべき課題

令和7年度は、第19次中期経営計画の初年度となります。JAにおいては、“農業・くらし・地域に貢献し、組合員・利用者とつながり続けるJAバンク”の実現のため、JAバンク新潟中期戦略に基づき、リアル接点とデジタルを融合させながらJAに対して愛着・信頼を感じる組合員・利用者を増やしていく「つながり強化戦略」と「総合事業全体での経営戦略高度化」および「人材育成、健全性確保・内部管理態勢構築」を骨子とし、JAの経営基盤の一層の強化に向けて取り組む重要な年度となります。

また、当会におきましても、経営理念に掲げる「新潟県農業の振興および農家経済の安定・向上、地域社会の発展」を実現していくとともに、環境・社会課題への責任を果たしていくため、「長期ビジョン」や「JAバンク新潟県信連SDGs宣言」を踏まえつつ、「基本方針」「重点実践事項」に掲げる項目の着実な実践に向けて、役職員全員が一丸となって取り組みます。

■ 地域農業・経済への貢献

JAと一緒に、農業者の経営安定、所得増大、経営課題解決に向けた的確な提案を実践するとともに、食農関連企業をはじめとする県内企業等への適切な資金供給や、多角的なコンサルティング・サービスを展開することにより、地域農業・経済の更なる発展に貢献していきます。

■ JAの事業・経営基盤強化

JAにおける徹底した組合員・利用者目線でのサービスの提供やリアルとデジタルが融合した接点構築による「つながり強化」に向けた取組みを支援するとともに、JAの経営戦略高度化ならびに事業運営体制強化を支援していきます。

■ 経営資源の最大限の活用

リスクアペタイト・フレームワークに基づくALM運営を行ながら、安定した利益還元に向けた有価証券運用の収益性向上を図るとともに、業務効率化や人材マネジメント、ESG経営を加速・拡充し、長期ビジョンの達成に向けて取り組みます。

「にいがた農業応援ファンド」の取組み

JAグループ新潟では「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とするJA自己改革を不断の取組みとしていくため、令和4年度から令和6年度の3年間における農業者への支援パッケージとして、「にいがた農業応援プログラム」を展開しました。

中でも、柱となる事業の一つである「にいがた農業応援ファンド」につきまして、令和6年度は、スマート農業等の導入による労働生産性の向上およびカーボンニュートラル等の環境負荷軽減に繋がる取組みを促進するため、「農業イノベーション応援事業」の助成枠を拡充しました。引き続き実施する「1億円園芸産地チャレンジ事業」、「園芸生産拡大支援事業」および「新規・親元就農応援事業」と合わせ、農業者の取組みを支援しました。

農業者の皆さまより多数の申請をいただき、審査・抽選の結果、4事業合計で316件・82,459千円の助成を採択いたしました。

今後も、農業者の取組みを後押しする、より踏み込んだ支援に努めてまいります。

にいがた農業応援ファンド取組実績（令和6年度）（単位：件、千円）

事業名	採択件数	採択金額
1億円園芸産地チャレンジ	157	46,641
園芸生産拡大支援（担い手向け）	66	13,089
園芸生産拡大支援（産地向け）	1	2,500
農業イノベーション応援	46	11,029
新規・親元就農応援	46	9,200
合計	316	82,459



にいがた農業応援ファンドを活用して導入した農機具

令和7年度のプログラム実施内容

1.「にいがた農業応援ファンド」の展開

直面する課題の克服にチャレンジする担い手のあと一歩を応援し、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」の実現に寄与することを目的としたファンドを展開する。

(1)内容

課題克服にチャレンジする担い手に、必要な資金の一部を助成する。

(2)助成額

50百万円

(3)助成対象事業

- ①園芸生産拡大支援
- ②農業イノベーション応援
- ③新規・親元就農応援

2.担い手向け金融支援の提供

(1)「担い手支援資金」（愛称：アグリV）の継続

借入当初3年間において利子補給により実質金利負担が最大年1.60%軽減となるアグリVの取扱いを継続する。

(2)アグリBIGの新設

借入当初5年間において、利子補給により実質金利負担が最大年1.60%軽減、保証料助成により保証料の実質負担がなくなる大規模投資向け資金アグリBIGを新設する。

(3)JA新規就農応援資金の新設

借入当初5年間において、利子補給により実質金利負担が最大年1.00%軽減となるJA新規就農応援資金を新設する。

3.プログラムの推進・支援体制の構築

(1)「担い手サポートセンター」との連携

中央会・連合会による事業横断的な担い手サポートセンターと連携し、担い手の多様なニーズへの総合的な対応に努める。

(2)専門家等の活用による相談支援機能の強化

担い手サポートセンターは、農業の現場に精通した専門家の活用により、担い手の相談支援に必要な体制を確保する。

地域貢献への取組み

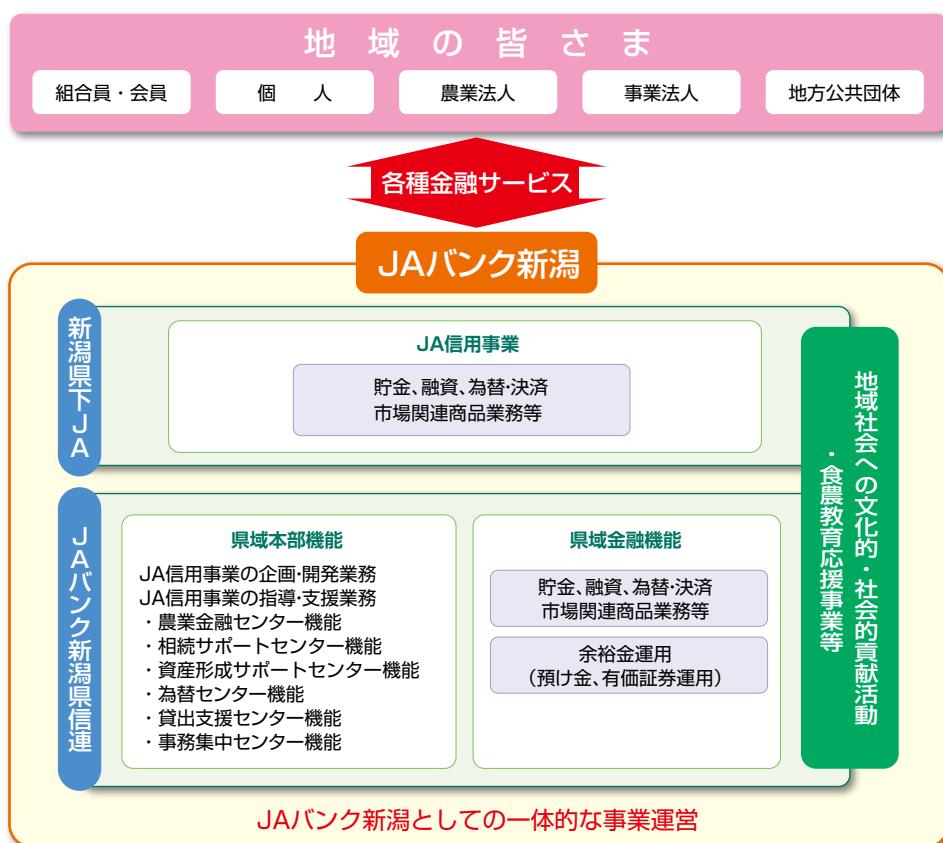
当会は、県内のJA等が会員となり、互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、新潟県を事業区域として、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金が原資であり、主として、JA・農業に関連する企業・団体および県内の一般企業や地方公共団体などにご利用いただいています。

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJAの信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

地域経済への貢献



地域からの資金調達 (令和7年3月末)	
貯金残高 (単位: 億円)	
県下JA計	JAバンク新潟県信連
区分	区分
組合員	会員
18,378	16,544
地方公共団体	地方公共団体
277	2
その他	その他
4,710	226
合計	合計
23,366	16,773

地域への資金供給 (令和7年3月末)	
貸出金残高 (単位: 億円)	
県下JA計	JAバンク新潟県信連
区分	区分
組合員	会員
4,389	335
地方公共団体	地方公共団体
402	284
その他	その他
250	2,001
合計	合計
5,042	2,621

※貸出による地域への資金供給のほか、新潟県債、新潟市債の引受により地域経済の発展に貢献しています。

地域密着型金融への取組み(中小企業等の経営改善および地域活性化のための取組みを含む)

J A バンク新潟では、農業と地域社会に貢献するため、J A バンク新潟中期戦略に基づき地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

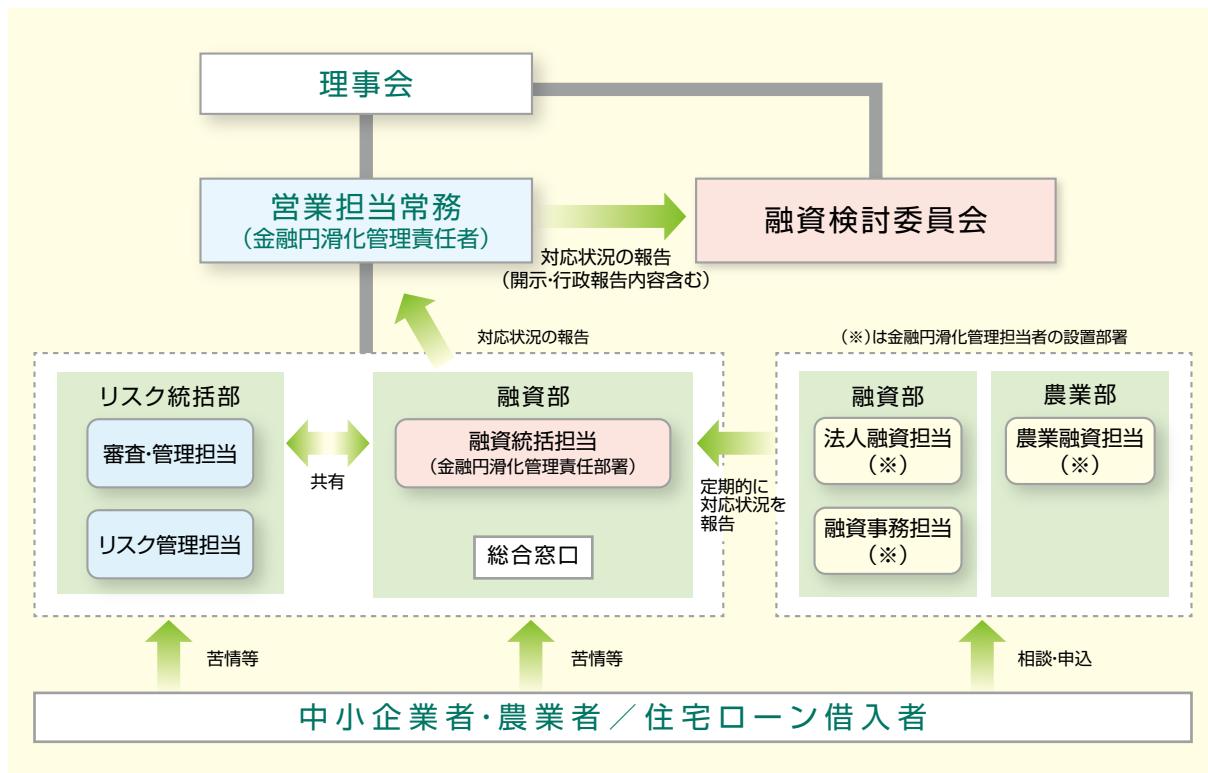
中小企業者等の経営支援に関する取組方針

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、経営不振の地場企業や農家等の経営改善に向けて関係機関や他の金融機関等と連携し、積極的に支援しています。

金融円滑化にかかる基本的方針の概要

- ①当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
- ②当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- ③当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- ④当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお問い合わせ、ご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めてまいります。
- ⑤当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等のお申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- ⑥当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

中小企業者等の経営支援に関する態勢整備



■「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢整備のうえ、本ガイドラインを遵守しております。

また、経営者保証に依存しない融資のより一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合のほか、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

お客さまと保証契約を締結する場合は、以下について可能な限り個別具体的にご説明したうえで、その説明内容を記録に残します。

- ①どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか
- ②どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか
- ③原則として、保証履行時の履行請求は一律に保証金額全額に行うものでないこと

なお、保証契約の必要性を判断する際は、以下の点を確認しております。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であるか
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されているか

お客さまからお申し出を頂いた場合、既存の保証契約についても、本ガイドラインに則り経営者保証を求める対応が可能かを改めて検討いたします。

地域農業活性化のための金融支援

■ JAバンクの農業資金

JAバンク新潟では、農業者向け資金を幅広くご用意し、新潟県農業の発展を多面的に支援しています。農業者に対する金融面での支援強化として、農業者向け資金に広く利子補給や保証料助成事業を実施し、実質金利負担の軽減を図っています。

令和6年度は、農業資金の借入れにかかる保証料助成および「担い手支援資金（愛称：アグリV）」の取扱いを継続しました。また、「原油価格・農業資材価格等高騰緊急対策資金」、「令和5年度災害復旧支援資金」の取扱いを延長し、農業専門金融機関として農業者に対する円滑・迅速なサービスの提供に努めました。

令和7年度は、「アグリB I G」、「JA新規就農応援資金」を新設し、今後も、新潟県における農業メインバンクとして、農業者の皆さまを幅広く支援してまいります。

農業資金残高(令和7年3月末)

(単位：件、百万円)

主な資金	県下JAおよび当会での取扱い		資金の内容
	件数	残高	
アグリマイティー資金	2,925	13,523	農業経営に必要な幅広い資金用途に対応できる資金
農業近代化資金	465	2,850	機械・設備の取得等、農業経営の近代化を図るために必要な長期資金
農機具ローン	3,630	4,850	農機具の購入等に必要な資金
担い手支援資金(愛称：アグリV)	3,151	9,164	担い手の農業経営に必要な設備・運転資金、農地取得資金
各種災害等資金	2,051	3,151	各種災害からの復旧に必要な資金や原油価格・農業資材価格等高騰の影響を受けた農業者の経営安定化に必要な資金
にいがたアグリビジネスローン	81	1,591	農業法人、農業関連法人の経営に必要な資金
農業関連系統当座貸越	6	24,670	農産物販売代金の決済に至るまでの運転資金
スーパーL資金	676	5,049	認定農業者の経営改善に必要な長期資金
その他農業資金	1,087	3,911	
合 計	14,072	68,764	

JAグループ新潟利子補給・保証料助成実績(令和6年度)

(単位：件、千円)

資金名	利子補給実績		保証料助成実績	
	件数	金額	件数	金額
担い手支援資金(愛称：アグリV)ほか	2,057	13,389	2,528	20,190
各種災害等資金	1,499	25,178	—	—
合 計	3,556	38,568	2,528	20,190

■ アグリビジネス投資育成株式会社等によるファンドの活用

J A バンク新潟では、お客様の資金調達手段の一つとして、農業法人育成のための資本供与の仕組みである「アグリシードファンド」や「担い手経営体応援ファンド」等による出資を提案しています。

令和6年度末時点の出資実績は14先、119百万円となっています。

農業者向けファンド取扱実績(令和7年3月末) (単位:先、百万円)

ファンド名	取扱実績	
	先数	出資額
アグリシードファンド	11	74
担い手経営体応援ファンド	2	35
プロパー投資	1	10
合 計	14	119

■ 担い手のニーズに応えるための体制整備

J A バンク新潟では、地域の農業者との関係強化を目的とした体制整備に取り組んでいます。

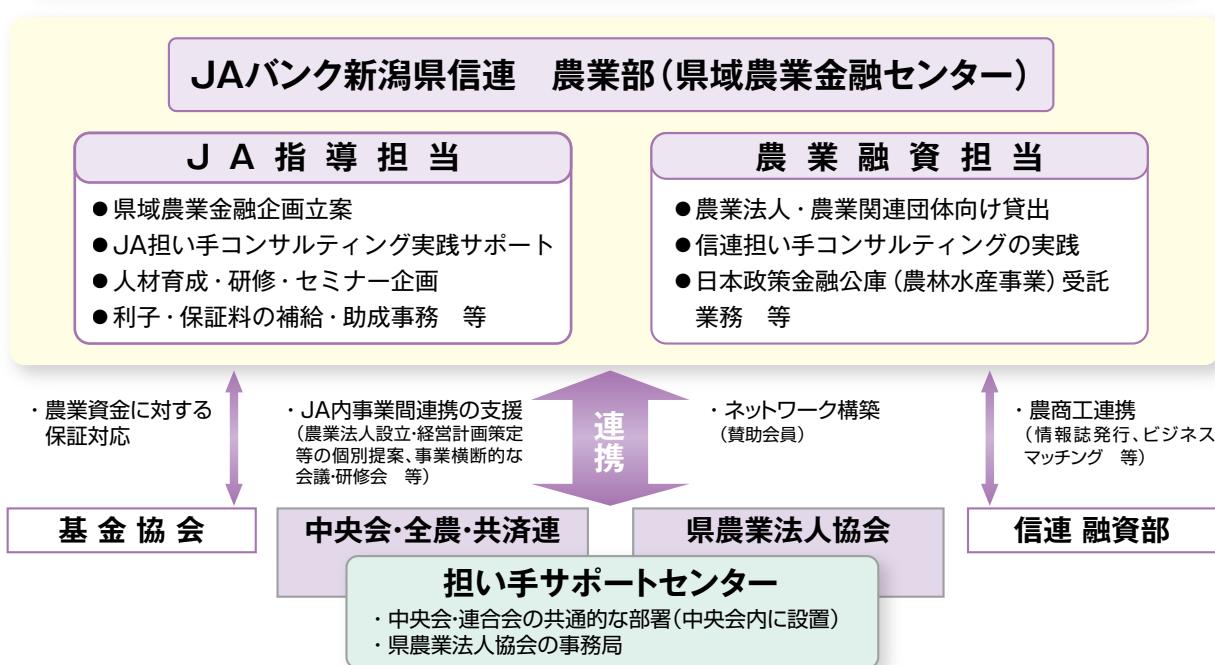
当会では、農業部を「県域農業金融センター」と位置づけ、J Aの指導・サポート機能と農業法人等への融資相談機能を併せ持つことで、一元的な取組みを進めています。J Aの体制整備や人材育成を支援するとともに、J Aと連携した協調融資などにも取り組んでいます。

県下8 J Aでは、担い手への訪問・資金提案活動を中心的に行う「農業融資相談員」をJ A本支店に164名配置し、また、農業融資の実務を統括する「担い手金融リーダー」を11名配置しています。

農業融資相談員等の相談対応力向上を目的に、J A バンク独自の農業融資資格制度である「J A バンク農業金融プランナー」の資格取得を進めており、農業融資相談員のうち100名が資格を有しております。また、日本政策金融公庫が実施主体となる「農業経営アドバイザー」資格の研修・試験にも取り組み、農業融資相談員のうち32名が資格を有しています。

また、J Aが総合力を発揮し農業者の多様なニーズに応えていくため、当会を含めた中央会・連合会の共通的な部署である「担い手サポートセンター」が中心となり、農業法人設立、経営計画策定および事業承継の個別提案活動や事業横断的な会議・研修会の開催等を通じ、J A内事業間連携の強化を支援しています。

担い手支援にかかる体制図



担い手の経営のライフステージに応じた支援

■新規就農者の支援

J A バンク新潟では、新規就農者の経営と生活をサポートするため、「J A 新規就農応援資金」、「青年等就農資金」および「新潟県新規参入者経営安定資金」を取り扱っているほか、J A バンク新潟独自の「新規・親元就農応援事業」を展開しています。

■セミナーの開催

農業法人等の持続的な成長・発展を目的として、情報交換や交流の場を提供するため、平成19年度から「農業法人経営者セミナー」を開催しています。

第18回目となる令和6年度は、経営課題の解決を支援するため、「経営継承」と「収益性の高い複合経営の実現」をテーマとして開催しました。(参加者：123名)

セミナー名	第18回農業法人経営者セミナー
主 催	J A バンク新潟県信連
講演内容	<p>【第一部】 「経営継承をうまく進めていくためには ～未来ノートから始めよう～」 株式会社ケミストリー 代表取締役社長 村上 一幸 様</p> <p>【第二部】 「収益性の高い複合経営の実現 ～法人間連携による更なる発展～」 農事組合法人サンファーム大戸 代表理事 中川 巧 様</p>

■担い手コンサルティングの実施

持続可能な農業の実現に向け農業者の所得向上を実現していくため、地域の中核的な役割を担う農業者に対し、J A や関係機関・専門家等と連携し、財務分析および経営者へのヒアリング等を通じた経営課題の把握およびソリューション提供に向けて取り組んでいます。

■農商工連携への取組み

●情報誌「Sole! にいがた」の発行

農商工連携推進の一環として、フリーペーパー形式の情報誌「Sole (そーれ) ! にいがた」を発行しています。

この情報誌では、「農・商・工をつないでみんなでつくる新潟の元気！」を合言葉に、県内の農業や産業に関する幅広い情報の提供により、農業生産者・J A グループと地域の企業、さらには広く地域の皆さまとの結び付きを強め、新たなビジネスチャンスを創出するきっかけづくりを目指しています。

※「Sole ! にいがた」は、当会ホームページでご覧いただけるほか、県内のJ A 窓口や直売所、道の駅、スーパー等で無料配布しています。※バックナンバーも、当会ホームページでご覧いただけます。



2025年夏号

■負債整理資金の提供による償還負担の軽減支援

J A バンク新潟では、農業者の経営再建を支援するため、「負債整理資金」をはじめとする負債整理のための資金を取り扱っています。

利用者ネットワーク化の取組み

お取引いただいている利用者の皆さまへの有益な情報の提供や利用者間の相互交流を深める目的で、様々な活動に取り組んでいます。

■信連融和会

当会の融資お取引先企業を会員として、会員相互の情報交換や異業種交流を目的に運営しています。

県下一円を対象とした会であり、会員相互のネットワークづくりのお手伝いをしています。

(令和7年6月末現在の会員数：122社)

■ JA年金友の会

県内JAでは、年金友の会等、組合員および利用者の皆さまの相互交流や健康増進に向けた活動を行っています。

■ JA年金・ローン相談会

組合員および利用者の皆さまの生活設計のお手伝いをさせていただくために、各種相談会を定期的に開催しています。

文化的・社会的貢献活動

当会は、金融サービスの提供にとどまらず、地域社会の一員として、広く地域社会の発展と地域の皆さまの豊かな暮らしづくりを願い、文化的・社会的貢献活動に積極的に取り組んでいます。

「『小児がん』の子どもによりそう定期貯金」の受入を通じた、支援団体への寄付金贈呈

J A バンク新潟では、平成29年度より、貯金の受入れを通じた小児がん患者への支援を目的とした定期貯金の取扱いをしています。

多くの皆さまから趣旨にご賛同いただいた結果、令和7年1月31日現在の本定期貯金残高の0.05%に相当する39万円を認定NPO法人ハートリンクワーキングプロジェクトに寄付いたしました。

寄付金は同法人を通じて、小児がん経験者の就労支援の運営費等に活用されます。



寄付金の贈呈

「アルビレックス新潟」サッカー観戦チケットの寄贈

県内の障害者スポーツ普及活動を支援するため、新潟県障害者スポーツ協会へ、アルビレックス新潟のホームゲーム招待券を寄贈しています。令和6年度は、リーグ戦全19試合、延べ209名を招待しました。

J A バンク新潟食農教育応援事業

J A バンク新潟では、平成20年度より食農教育を通じて、子どもの農業に対する理解の深耕を図り、地域の発展に貢献することを目的に「新潟県JAバンク食農教育応援事業」を展開しています。

当事業では、JA等が行う食農教育にかかる活動費用を助成しており、県内JAが当事業を活用し各地で食農教育活動を行っています。

また、当事業の一環として、子どもたちが食と環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、小学校高学年を主な対象として「農業と私たちのくらし」と題した食農教育の補助教材本を県下の特別支援学校と全ての小学校に贈呈しています。



JAによる食農教育活動

新潟市アグリパーク「アグリ・アート展」への協賛

芸術活動を通じて子どもたちの農業への理解を深め、アグリ・スタディ・プログラム※の更なる充実に貢献することを目的として、新潟市アグリパークが主催する絵画展「アグリ・アート展」への協賛を行っています。

また、本活動についてJA新潟ビル来訪者にも広く周知するため、入賞作品14点を1Fロビーに展示しました。

※アグリ・スタディ・プログラムとは、学習指導要領の内容に基づき、学校のカリキュラムと連動した農業体験学習のことです。



第6回アグリ・アート展

「フードバンクにいがた」への食品寄贈

食品が無駄なく消費され、誰もが食を分かち合える心豊かな社会を創り、地域の福祉向上に寄与すること目的として、新潟県でフードバンク活動を行っているフードバンクにいがたへ食品の寄贈を行っています。

「にいがた芸術・文化育成プロジェクト」への協賛

新潟県が推進する「にいがた芸術・文化育成プロジェクト」の趣旨に賛同し、特に若年層等が芸術文化を体験できる活動を中心に、継続的な協賛を行っています。



小学生向け演奏会の開催

職員のボランティア活動への参加

新潟市等が主催する地域清掃活動に参加しています。また、新潟赤十字血液センターのご協力により、団体献血を実施し、令和6年度は67名の職員が協力しました。

地域行事への参加

「新潟まつり大民謡流し」等の行事に地域の一員として参加し、地域の皆さまとの交流を大切にしています。

協同組合間提携による健康で豊かな地域社会づくり

生協、漁協、森林組合等と提携を結び、協同組合の一員として、生産者と消費者との強い結びつきによる安全・安心・安定的な食料生産と供給、そして調和のとれた美しく住みよい地域社会づくり、さらに環境問題等に取り組んでいます。

環境保全への取組み

「クールビズ」「ノー残業デー」の実施、当会が入居するJA新潟ビルにおける節電対応や、令和6年6月からは「JAでんき再エネ特約」※を導入するなど、環境保全を意識した取組みを積極的に行ってています。

また、地球温暖化防止や、地域の森林整備等の促進、豊かな自然環境の保全を支援することを目的に、カーボン・オフセット※にも取り組んでいます。

地域社会を構成する一員として、今後も環境負荷軽減の取組みを進めてまいります。

※「JAでんき再エネ特約」とは、再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書の使用により環境価値を付加した、実質的に再生可能エネルギー100%かつCO₂ゼロエミッションの電気を調達する契約です。

※カーボン・オフセットとは、暮らしの中で出てしまうCO₂を、森林整備等CO₂吸収活動の支援により埋め合わせることです。



エコキヤップ運動への参加

ペットボトルのキャップを集めて世界の子どもたちにワクチンを届ける活動に参加しています。

当会は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務（信用事業）を行っており、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

会員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業者の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■ 融資業務

会員の皆さまへのご融資をはじめ、農業者・事業者の皆さまの事業や、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金をご融資しています。

また、農業関連産業、県内企業、地方公共団体へのご融資等、新潟県農業の振興と地域社会の発展に貢献する地域金融機関として、幅広い融資活動に積極的に取り組んでいます。

さらに、(株)日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の受託貸付も取り扱っています。

■ 為替業務・その他のサービス

全国銀行内国為替制度（全銀データ通信システム）加盟の金融機関として、全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、全国のどこの金融機関宛てにも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

また、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、代金回収サービス、インターネットバンキング等、皆さまのニーズに合わせた各種サービスを取り扱っています。

■ 信託業務

皆さまの大切な財産の管理・運営をお手伝いするため、農中信託銀行(株)の契約代理店として信託業務を行っています。

■ 資金証券業務

当会がお預かりした資金は、ご融資のほか、農林中金への預け金や有価証券投資等により運用しています。

有価証券運用では、収益性・安全性・流動性を考慮のうえ、国内債券のほか、分散投資として外貨建債券や株式等の運用に取り組んでいます。

また、金融情勢の変化に対応するため、各種リスクに留意した運用に努めています。

■ 信用事業指導・支援業務

組合員・地域の皆さまの様々なニーズに応えるため、JAバンク新潟の商品やキャンペーンの企画・開発、JAの健全性の確保、研修等による人材育成等、JAの信用事業機能の強化に向けた指導・支援を行っています。

また、一人でも多くの皆さまにJAバンクを知っていただけるよう、テレビ・新聞・インターネット等を通じた広報活動も行っています。

商品のご案内

貯金

貯金の種類	特色	期間	お預け入れ額
総合口座	1冊の通帳に普通貯金、定期貯金がセットでき、お預かりの定期貯金を担保とする自動借入もできる便利な口座です。	「普通貯金」、「決済用普通貯金」、「定期貯金」欄に同じ	
当座貯金	事業用の決済口座で、貯金保険制度により全額保護されます。無利息です。※新規開設の受付を停止しています。	定めはありません	1円以上
普通貯金	出し入れが自由に行え、給料・ボーナス・年金等の受取口座、公共料金等の引落口座としてもご利用いただけます。	定めはありません	1円以上
決済用普通貯金	従来の普通貯金（個人のお客さまは総合口座と同様）のお取り扱いが可能です。貯金保険制度で全額保護されます。※無利息です。	定めはありません	1円以上
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、より有利な運用ができる金額階層別金利となっています。キャッシュカードをご利用いただけます。なお、普通貯金と貯蓄貯金の間の振替サービス（スイギングサービス）がご利用いただけます。	定めはありません	1円以上
通知貯金	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。解約は一括して払い戻します。ただし、解約日の2日前までにご連絡ください。	据置期間 7日以上	5万円以上
定期貯金	大口定期貯金	お預け入れ期間が、1ヵ月から10年と短期から長期の運用まで、目的に応じて自由にお選びいただけます。お預け入れ時の利率が満期まで変わらない「確定利回り」で運用できます。	定型方式 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、 1年、2年、3年、4年、5年、 7年、10年 期日指定方式 1ヵ月超10年未満
	スーパー定期貯金		1円以上
積立式定期貯金	期日指定定期貯金	1年複利のお得な定期貯金です。据置期間経過後は期日指定により、ご希望の日にお引き出しになれます。特にお申し出がない場合は、最長預入期限が満期日となります。	最長3年 (据置期間1年)
	エンドレス型	積立期間や満期日を定めないで積み立てを行い、必要な時期に必要な金額をお引き出しになれます。	定めはありません
	満定期型	満期日を設定して積み立てを行い、満期日以後に一括してお支払いたします。	積立期間 6ヵ月以上10年以内 据置期間 1ヵ月以上3年以内
	年金型	期間を定めて積み立てを行い、据置期間を経過した後、定期的にお支払いたします。	積立期間 1年以上 据置期間 2ヵ月以上10年以内 受取期間 3ヵ月以上20年以内
	定期積金	ご指定いただいた期間内に、分割して積み立ていただけます。また、ボーナス併用や隔月等での積み立て也可能です。	定額式 6ヵ月以上10年以内
財形貯金	譲渡性貯金	譲渡が可能な貯金で、満期日に最終保有者からのご請求により解約元利金をお支払します。譲渡は利息も含めて行います。	定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、 1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 7日以上5年未満
	一般財形貯金	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりに適した積立貯金です。	3年以上
	財形年金貯金	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになれる積立貯金です。また、550万円まで（財形住宅と合算）退職後においても非課税の特典が受けられます。	積立期間 5年以上 据置期間 受取周期3ヵ月の場合 6ヵ月以上5年以内 受取周期2ヵ月の場合 4ヵ月以上5年以内 受取期間 5年以上20年以内
	財形住宅貯金	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに適した積立貯金です。また550万円まで（財形年金と合算）非課税の特典が受けられます。	5年以上 (エンドレス型)

(注) 上記貯金は、譲渡性貯金を除き、貯金保険制度による保護の対象となります。保護の範囲は、当座貯金および決済用普通貯金は全額、それ以外の貯金等は合算して元本1,000万円までとその利息等となります。

融資

■ 農業および地域の発展を応援いたします。

	ご利用いただける方	お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	融資期間および返済方法	保 証・担 保
アグリマイティー 資 金	当会の会員の皆さん、県内JAの組合員の皆さんと農業および地域の発展に寄与する皆さん	運転資金・設備資金、その他の資金で農業を営むため、または地域活性化のために必要な資金等にお使いいただけます。	設備資金:200万円以上所要金額以内 運転資金:100万円以上所要金額以内	短期資金:1年以内 長期資金:25年以内 (うち据置期間3年以内) 元金均等、元利均等または一括返済	原則として、県農業信用基金協会の保証が必要ですが、必要に応じて個人保証、担保を提供していただきます。
にいがたアグリ ビジネスローン	原則3期分の決算書のご提出が可能で、繰越欠損を有しない農業法人・農業関連法人等の皆さん	農業生産および農産物の加工・流通・販売等に必要な運転資金や設備資金にお使いいただけます。	2,000万円以内	5年以内 元金均等、元利均等または一括返済	代表者(経営責任者)保証、第三者保証、機関保証、物的担保等は、必要に応じてご相談のうえ決定しています。
制 度 融 資	農業近代化資金をはじめとする各種制度融資をお取り扱いしています。				
受 託 貸 付 業 務	(株)日本政策金融公庫の各種資金の受託貸付をお取り扱いしています。				

業務のご案内

■ 事業の発展を応援いたします。

	ご利用いただける方	お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	融資期間および返済方法	保 証・担 保
企 業 向 け 事 業 資 金	県内に住所または事務所をお持ちで、事業を営まれている一般企業等の皆さま	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金や、その他の季節的一時的な資金、あるいは長期の運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	ご相談のうえ決定しています。	
に い が た アグリネット 資 金	上記の方のうち県内農畜産物の加工・流通・販売に関わる皆さま	上記の資金のうち県内農畜産物・県内農畜産加工品等を利用する事業に関する設備資金または運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	設備資金 30年以内 運転資金 原則7年以内	必要に応じて、ご相談のうえ決定しています。
個 人 向 け 事 業 資 金	県内JAの組合員の皆さま（組合員でない方はご相談ください。）	運転資金・設備資金、その他の資金で事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	ご相談のうえ決定しています。	
制 度 融 資	特定農産加工資金・中小企業制度資金・観光施設改善資金等の各種制度融資をお取り扱いしています。				

(注) 中小企業者の方は、県信用保証協会の保証をご利用いただけます。

■ 生活向上を応援いたします。

受 託 貸 付 業 務	教育資金にご利用いただくため、(株)日本政策金融公庫の「国の教育ローン」をお取り扱いしています。
-------------	--

為替・その他のサービス

サービスの種類	サービスの内容
内 国 為 替	県内・全国のJAはもとより、国内の各銀行等への振込・代金取扱等を安全・確実・迅速に行うサービスです。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・賞与を従業員の方が指定される、JAをはじめとする全国の金融機関の預貯金口座へ振込するサービスです。給与支払事務の合理化にお役立ていただけます。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった先に自動的に振込を行うサービスです。学費の仕送りや家賃・各種会費等のお支払いに大変便利です。
自 動 振 替 サ ー ビ ス	売上代金、会費等を支払人の貯金口座から引落して、ご指定の口座に自動的に入金するサービスです。集金事務の合理化にお役立ていただけます。
代 金 回 収 サ ー ビ ス (NB セ ン タ ー)	新潟県内の各金融機関をはじめ、全国の金融機関の取引口座より売掛代金等の回収を行うサービスで、集金事務の合理化にお役立ていただけます。
自 動 受 取・支 払 サ ー ビ ス	給与・賞与、年金等をご指定の口座で自動的に受取ることや、各種公共料金やクレジットカード利用代金等をご指定の口座から自動的に支払いする便利なサービスです。
JAキャッシュサービス	JAバンクのキャッシュカードで全国のJA、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行のキャッシュコーナー、さらにセブン銀行、ローソン銀行、イーネットATM（ファミリーマート等）がご利用いただけます。なお、ICキャッシュカードにより、セキュリティ上も安全にご利用いただけます。
ク レ ジ ィ ッ ド カ ド	JAグループが発行する「JAカード」は、日本国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードアシスタンスサービス付JAカード」、ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚になった「JAカード（一体型）」もお選びいただけます。
デビットカードサービス	全国のJ-デビット加盟店でのお買い物代金をJAバンクのキャッシュカードでお支払いいただけます。現金を引き出す手間が省け、キャッシュレスで即時に貯金口座から引落し決済されます。
JAネットバンク	窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続されているパソコン、スマートフォンからアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込などの各種サービスがご利用いただけます。また、Pay-easy（ペイジー）による各種料金のお支払いや定期貯金の預入、住宅ローン等の一部線上返済などのサービスもご利用いただけます。
JAバンクアプリ	スマートフォン向けアプリです。貯金残高照会、入出金明細照会、投信残高照会、PayB（ペイビー）機能による税金・公共料金等のお支払いが手軽にご利用いただけます。キャッシュカードがあれば、来店不要ですぐにご利用いただけます。
JAバンクアプリ プラス	スマートフォン向けアプリです。口座残高・入出金明細等の確認、振込・振替や税金・各種料金の払込みなどのJAネットバンクのサービスに加え、住所・電話番号変更のお手続きにご利用いただけます。キャッシュカードがあれば、来店不要ですぐにご利用いただけます。
法人JAネットバンク	オフィスで、インターネットに接続可能なパソコンから、残高照会や振込等はもちろん、複数のデータを1回の操作でまとめて送信できる伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の便利なサービス・機能をご利用いただけます。 ※お取引時のセキュリティ強化のため、パソコンとは別にスマートフォンが必要です。
JAデータ伝送サービス (AnsereDATAPORT方式)	JAバンクと企業・自治体間における総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の処理データを株式会社NTTデータが運営するAnsereDATAPORTを介して行う、高セキュリティかつ大容量の高速データ伝送サービスです。
JAバンクでんさいサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取扱う手形や振込に代わる新たな決済手段である「でんさい」がご利用いただけるサービスです。 ※「でんさい」とは、でんさいネットが取扱う電子記録債権です。 ※本サービスをご利用いただくためには「法人JAネットバンク」のご契約が別途必要です。

主な手数料

■ ATM手数料 (当会のATMをご利用の場合)

曜日	ご利用時間帯	お引き出し・お預け入れ・お振込み		お引き出し・お振込み		お引き出し	
		JAキャッシュカード		JFマリンバンク キャッシュカード	その他 提携金融機関 キャッシュカード		
		県内	県外				
平日	8:00～ 8:45	無 料	無 料	無 料	220円	220円	
	8:45～18:00				110円	110円	
	18:00～21:00				220円	220円	
土曜	8:00～ 9:00	無 料	無 料	無 料	220円	220円	
	9:00～14:00				220円	110円	
	14:00～21:00					220円	
日曜・祝日	8:00～21:00				220円	220円	

(注1) ATMによりご利用時間帯が異なります。

(注2) お振り込みは、別途お振込手数料が必要となります。

(注3) その他提携金融機関のうち、三菱UFJ銀行キャッシュカードを利用しての現金のお引き出し手数料は、平日8:45～18:00は無料、それ以外の時間帯は110円となります。

(注4) 一部の提携金融機関およびゆうちょ銀行のキャッシュカードでは、お引き出しのみとなり、お振込みはご利用いただけません。

■ ATM手数料 (他行ATMでJAバンク新潟のキャッシュカードをご利用の場合)

曜日	ご利用時間帯	お引き出し お預け入れ ゆうちょ銀行 ATM	曜日	ご利用時間帯	お引き出し お預け入れ セブン銀行ATM ローソン銀行ATM イーネットATM	曜日	ご利用時間帯	お引き出し・お振込み	
								JFマリン バンク	その他 提携金融機関
平日	8:00～ 8:45	220円	平日	7:00～ 8:45	220円	平日	8:00～ 8:45	無 料	●都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金などのATMでご利用いただけます。 ●ご利用いただけるお取引、時間、手数料は金融機関によって異なります。
	8:45～18:00	110円		8:45～18:00	110円		8:45～18:00		
	18:00～21:00	220円		18:00～23:00	220円		18:00～21:00		
土曜	8:00～21:00	220円	土曜	7:00～23:00	220円	土曜	8:00～21:00		
日曜・祝日	8:00～21:00	220円	日曜・祝日	7:00～23:00	220円	日曜・祝日	8:00～21:00		

(注1)「残高照会」は無料でご利用いただけます。

(注2) イーネットATMはファミリーマート等のコンビニエンスストアに設置されています。

(注3) 稼働時間はATMにより異なります。ATM稼働時間でもJAバンクのキャッシュカードでのお取引ができない場合があります。

(注4) コンビニエンスストア(ファミリーマート等)の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等がございます。

(注5) お振込みは、別途お振込手数料が必要となります。

(注6) その他提携金融機関のうち、三菱UFJ銀行ATMを利用しての現金のお引き出し手数料は、平日8:45から18:00は無料、それ以外の時間帯は110円となります。

■ 為替手数料

	単位	振込先		
		同一店舗	系統金融機関あて	他金融機関あて
(1)振込手数料/窓口扱い				
5万円未満	1件	330円	330円	660円
5万円以上	1件	550円	550円	880円
(2)振込手数料/機械利用(注)				
5万円未満	1件	110円	110円	550円
5万円以上	1件	110円	330円	770円
(3)振込手数料/ATM利用				
5万円未満	1件	110円	110円	275円
5万円以上	1件	110円	330円	440円
(4)代金取立手数料	1通	①交換所で取立を行うもの 440円 ②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの 1,100円		
(5)その他の諸手数料				
振込の組戻料	1 件	880円		
取立手形組戻料	1 通	1,100円		
取立手形店頭呈示料	1 通	1,100円 (ただし、所定手数料を超える取立経費を要する場合はその実費をいただきます。)		
不渡手形返却料	1 通	1,100円		
地方税の収納機関への振込	1 通	納付書1枚につき振込先金融機関に応じた窓口利用の手数料を適用いたします。ただし、全期分もしくは複数期分を一括納付する場合は1件分の手数料を適用いたします。なお、新潟県内分は無料といたします。		

(注) 機械利用による振込とは、CD・DVD等の電磁的記録媒体による振込および定時自動送金です。

■ ネットバンク関係手数料

項目	金額
(1)個人向けJAネットバンク手数料	無料
(2)法人JAネットバンク月額手数料 基本サービス(照会・振込サービス) 基本サービス+伝送サービス	1,100円 3,300円
(3)JAデータ伝送サービス(ADP)月額手数料 基本サービス 基本サービス+通知サービス	5,500円 11,000円

項目	単位	振込先		
		同一店内	系統金融機関あて	他金融機関あて
(4)振込手数料/個人向けJAネットバンク ファームキャッシング利用 1万円未満 5万円未満 5万円以上	1件	無料	110円	220円
	1件	無料	110円	275円
	1件	無料	330円	440円
(5)振込手数料/法人JAネットバンク・ADP利用 5万円未満 5万円以上	1件	無料	110円	275円
	1件	無料	110円	440円

■ JA銀行でんさいサービス手数料

〈月額利用料〉

無料

〈主なお取引利用料〉

法人JAネットバンクを通じご依頼いただく場合

お取引内容	1件あたり手数料		
	同一店内	系統金融機関あて	他金融機関あて
(1)発生記録 債務者請求 債権者請求	330円 330円	330円 330円	660円 660円
(2)譲渡記録	220円	220円	330円
(3)分割(譲渡)記録	330円	330円	660円
(4)変更記録		330円	
(5)保証記録		330円	
(6)支払等記録		330円	

(注) その他のお取引手数料につきましては、窓口にお問い合わせください。

窓口でご依頼いただく場合

お取引内容	1件あたり手数料		
	同一店内	系統金融機関あて	他金融機関あて
(1)発生記録 債務者請求 債権者請求	1,430円 1,430円	1,430円 1,430円	1,760円 1,760円
(2)譲渡記録	1,320円	1,320円	1,430円
(3)分割(譲渡)記録	1,430円	1,430円	1,760円
(4)変更記録		1,430円	
(5)保証記録		1,430円	
(6)支払等記録		1,430円	

■ その他の諸手数料

対象項目	単位	金額
(1)貯金残高証明書・各種証明書	1通	550円※
(2)通帳発行手数料	1冊	1,100円
(3)自己宛小切手発行	1通	550円
(4)署名鑑登録・変更手数料	1回	5,500円
(5)小切手帳 50枚綴 25枚綴 バラ10枚	1冊 1冊 1セット	2,200円 1,320円 550円
(6)約束手形帳 50枚綴 25枚綴 バラ10枚	1冊 1冊 1セット	2,200円 1,320円 550円
(7)ICキャッシュカード発行手数料	1枚	無料
(8)貯蓄貯金振替サービス取扱手数料	1回	55円
(9)個人情報開示手数料 窓口 郵送	1通 1通	1,100円 1,540円
(10)未利用口座管理手数料	1年	1,320円

※ 証明書の発行形式により、金額が異なる場合があります。

(注)上記の各手数料には、消費税が含まれています。

令和7年6月30日現在

組織の概要

役員 (令和7年6月30日現在)

経営管理委員会

経営管理委員会会長	伊藤能徳
経営管理委員会副会長	羽深真一
経営管理委員	吉田文彦
経営管理委員	久賀満
経営管理委員	斎藤松郎
経営管理委員	長谷川富明
経営管理委員	永井充

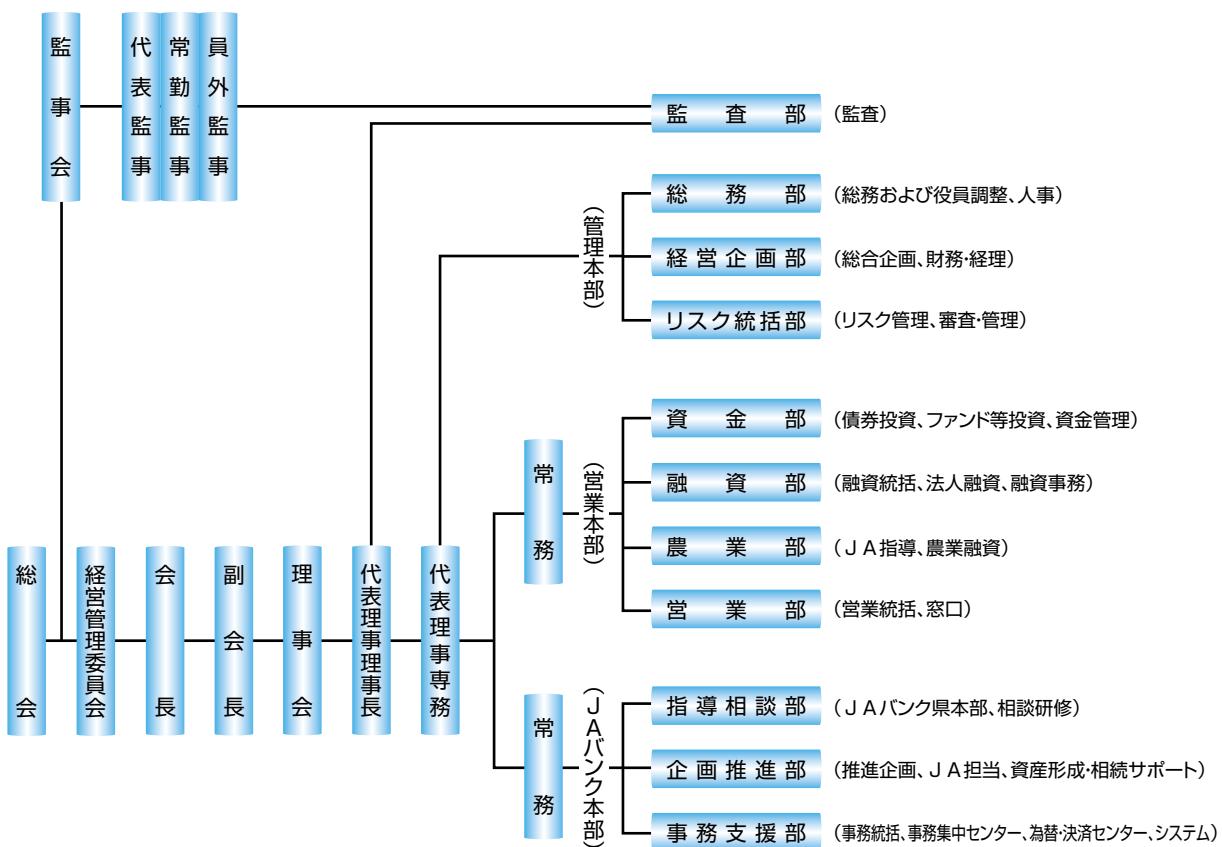
理事会

代表理事理事長	島本春幸
代表理事専務	桜井広利
常務理事	今井修
常務理事	竹之内公志

監事會

代表監事	井口啓一
常勤監事	五十嵐豊
員外監事	野口祐郁

組織機構図 (令和7年6月30日現在)



会員数

区分	令和5年度末	令和6年度末
正会員	16	16
准会員	74	74
合計	90	90

職員数(一般職員)

(単位:人)	
令和5年度末	令和6年度末
160	163

ATMの設置状況(令和7年6月30日現在)

設置場所	所在地
J A バンク新潟県信連 本店	新潟市中央区東中通一番町189番地3
J R 新潟駅 2階	新潟市中央区花園1丁目1番地1
J R 長岡駅 2階	長岡市城内町2丁目794番地4

※上記ATMの稼働時間および県内JA設置のATM情報については、ホームページでご案内しております。

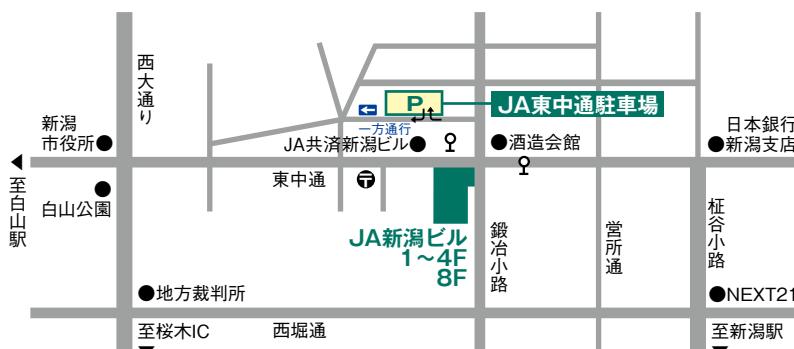
特定信用事業代理業者の状況(令和7年6月30日現在)

該当する取引はありません。

店舗等のご案内(令和7年6月30日現在)

本店

〒951-8570 新潟市中央区東中通一番町189番地3
TEL 025-211-2121(代) FAX 025-228-2504



ホームページのご案内

J A バンク新潟県信連ホームページ

[新潟県信連](#)

<https://shinren.jabank-niigata.or.jp/>



J A バンク新潟ホームページ

[JAバンク新潟](#)

<https://www.jabank-niigata.or.jp/>



次世代育成支援対策推進法認定マーク(愛称「くるみん」)の取得

新潟労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として認定され、認定マーク「くるみん」*を取得しています。

*「くるみん」認定は、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備を行動計画として策定・実施し、その計画目標を達成する等、一定の基準を満たした企業に与えられるものです。



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

多くの女性が、幅広く活躍し、長く勤められる雇用環境の整備に取り組んでいます。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の概要

計画期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日（4年間）
目標	管理職に占める女性労働者の割合を20%以上とする。
取組内容	<ul style="list-style-type: none">女性職員の管理職登用を積極的に推進する。キャリア形成の支援体制を構築するとともに、能動的に学べる研修体系やセミナー派遣等の自己啓発機会の整備を行う。

女性の活躍に関する情報公表

育児休業取得率 (正職員)	令和5年度		令和6年度	
	男性	女性	男性	女性
	80.0%	100.0%	100.0%	対象者なし

(注) 当該年度に本人または配偶者が出産した職員のうち、令和7年6月末時点で育児休業を取得した職員（産休後、育児休業取得予定者を含む）の割合です。

沿革・歩み

大正

大正10年 9月 「新潟県信用組合聯合会」設立

昭和

昭和17年 8月 「新潟県信用販売購買利用組合聯合会」に改組
 昭和19年 1月 「新潟県農業会」に改組
 昭和23年 8月 農業協同組合法による
 　　「新潟県信用農業協同組合連合会」設立
 昭和29年 6月 農林漁業金融公庫業務受託
 昭和31年 6月 旧本店ビル竣工
 昭和38年 4月 住宅金融公庫業務受託
 昭和39年11月 農協貯金者保護制度発足
 　　12月 全国農協貯金2兆円貯蓄運動目標達成
 　　かつ県下農協貯金残高588億円達成
 昭和41年 5月 内国為替業務認可
 昭和42年10月 県下農協貯金1,000億円達成記念大会開催
 昭和47年 7月 第2ビル竣工・電子計算機システム導入
 昭和48年 1月 新潟県収納代理金融機関に指定される
 昭和50年 7月 国庫金振込業務取扱開始
 　　10月 為替通信開始
 昭和52年10月 当会貯金3,000億円達成
 　　12月 当会本支所間為替オンラインシステム稼働
 昭和54年 2月 当会全国銀行内国為替制度加盟
 　　7月 第1次農協総合オンラインシステム稼働
 昭和55年 5月 15支所を3支所(新潟・長岡・上越)に統合
 昭和58年12月 県下農協貯金1兆円達成
 昭和59年 3月 全国農協貯金ネットサービス取扱開始
 　　8月 県下農協全国銀行内国為替制度加盟
 　　新潟県農協手形交換制度発足
 昭和61年 5月 第2次農協総合オンラインシステム稼働
 　　12月 国債代理窓販業務取扱開始
 昭和62年 1月 地元銀行とのCDオンライン業務の提携開始

平成

平成元年10月 当会貯金1兆円達成
 平成 2年 7月 全国都銀・地銀等とのCDオンライン業務の提携開始
 平成 4年 4月 CI導入(愛称JA使用開始)
 平成 6年 3月 機構改革により新潟支所現業部門を本所へ統合

5月 第3次農協総合オンラインシステム稼働

8月 国債自己窓販業務取扱開始

平成 8年 5月 新潟県起債引受金融機関に参入

平成 9年 3月 機構改革により新潟支所を廃止

6月 店舗呼称を「本店」「支店」に変更

12月 農中信託銀行の代理店業務開始

平成10年 8月 創立50周年、「JAバンク」導入

10月 県保証協会の保証対象金融機関に参入

平成11年 7月 投資信託窓販業務取扱開始

平成12年 3月 機構改革により上越支店を長岡支店へ統合

5月 郵貯とのATM・CDオンライン業務の提携開始

平成13年11月 JAネットバンクの取扱開始

平成14年10月 県下JA貯金2兆円達成

日銀歳入復代理店業務開始

平成15年 5月 JA新潟ビル竣工

6月 経営管理委員会制度の導入

10月 全国系統信用事業電算システム

(JASTEMシステム)へ移行

平成16年 3月 個人向け国債の募集取扱開始

8月 JAバンク新潟ローンセンター業務開始

11月 新潟県公募公債引受金融機関に参入

平成17年11月 セブン銀行とのATM業務の提携開始

平成18年 7月 機構改革により長岡支店を本店へ統合

10月 ICキャッシュカードの取扱開始

平成19年 5月 ゆうちょ銀行およびセブン銀行とのATM入金提携開始

9月 事務集中センター(口座振替事務)業務開始

平成20年 7月 JAバンクCD・ATM入出金手数料の終日無料化

10月 三菱東京UFJ銀行とのATM相互開放提携開始

平成21年 4月 ローン電話相談センターの稼働

平成22年 4月 JFマリンバンクとのATM相互無料開放提携開始

平成23年 1月 新JASTEMシステムへ移行

平成24年10月 JAバンク新潟個人貯金2兆円運動達成

平成25年11月 イーネットおよびローソンとのコンビニATM提携開始

平成27年 4月 法人JAネットバンクの取扱開始

平成27年 5月 JAバンクでんさいサービスの取扱開始

平成30年10月 JASTEM新システムへ移行

令和

令和3年11月 長期ビジョン策定、SDGs宣言

令和5年 3月 2030年中長期目標の設定

資料編

単体経営資料

決算の状況	43
損益の状況	55
事業の概況	57
経営諸指標	64
役員等の報酬体系	66
自己資本の充実の状況(単体)	67

連結情報

グループの概況	90
自己資本の充実の状況(連結)	106

単体経営資料

決算の状況

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)																																																																																																			
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)																																																																																																					
現 金	2,373	2,510	貯 金	1,771,566	1,677,328																																																																																																			
預 け 金	994,515	946,531	当 座 貯 金	23,143	12,812																																																																																																			
系 統 預 け 金	994,427	946,455	普 通 貯 金	17,133	16,585																																																																																																			
系 統 外 預 け 金	87	75	貯 蓄 貯 金	11	9																																																																																																			
金 銭 の 信 託	112,307	126,384	通 知 貯 金	2,000	3,600																																																																																																			
有 債 証 券	483,217	408,269	別 段 貯 金	4,162	4,376																																																																																																			
国 債	70,570	40,334	定 期 貯 金	1,724,992	1,639,832																																																																																																			
地 方 債	6,634	4,108	定 期 積 金	122	111																																																																																																			
政 府 保 証 債	2,221	2,063	借 用 金	8,500	8,500																																																																																																			
社 会 債	133,464	122,216	代 理 業 務 勘 定	0	4																																																																																																			
外 国 証 券	131,885	146,885	そ の 他 負 債	1,516	2,017																																																																																																			
株 式	11,924	9,974	貸 付 留 保 金	32	—																																																																																																			
受 益 証 券	126,172	82,355	未 払 法 人 税 等	171	165																																																																																																			
投 資 証 券	344	330	貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	15	17																																																																																																			
貸 出 金	266,471	262,144	従 業 員 預 り 金	223	219																																																																																																			
手 形 貸 付	725	680	金 融 派 生 商 品	37	—																																																																																																			
証 書 貸 付	146,181	139,325	仮 受 金	128	114																																																																																																			
当 座 貸 越	42,859	49,280	リ ー ス 債 務	—	10																																																																																																			
金 融 機 関 貸 付	76,659	72,847	資 産 除 去 債 務	15	47																																																																																																			
割 引 手 形	46	11	そ の 他 の 負 債	0	0																																																																																																			
そ の 他 資 産	2,734	3,792	未 払 費 用	841	1,380																																																																																																			
差 入 保 証 金	2	2	前 受 収 益	15	28																																																																																																			
金 融 派 生 商 品	—	214	未 決 済 為 替 借	33	33																																																																																																			
仮 払 金	4	82	諸 引 当 金	4,360	4,382																																																																																																			
未 収 還 付 法 人 税	737	954	相 互 援 助 積 立 金	3,355	3,355																																																																																																			
そ の 他 の 資 産	414	450	賞 与 引 当 金	118	119																																																																																																			
未 収 収 益	1,515	2,009	退 職 給 付 引 当 金	864	890																																																																																																			
前 払 費 用	2	2	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21	18																																																																																																			
未 決 済 為 替 貸	56	75	繰 延 税 金 負 債	4,515	869																																																																																																			
有 形 固 定 資 産	1,886	1,787	債 務 保 証	2,942	2,536																																																																																																			
建 物	1,195	1,113	負 債 の 部 合 計	1,793,400	1,695,638																																																																																																			
土 地	591	577	(純 資 産 の 部)																																																																																																					
リ ー ス 資 産	—	10	その他の有形固定資産	99	86	出 資 金	74,495	74,495	無 形 固 定 資 産	64	56	(う ち 後 配 出 資 金)	(52,530)	(52,530)	ソ フ ト ウ エ ア	63	55	資 本 準 備 金	0	0	その他の無形固定資産	1	1	再 評 價 積 立 金	25	25	外 部 出 資	92,502	97,599	利 益 剰 余 金	77,059	77,141	系 統 出 資	91,457	96,555	利 益 準 備 金	30,937	31,737	系 統 外 出 資	529	529	そ の 他 利 益 剰 余 金	46,121	45,403	子 会 社 等 出 資	515	515	經 營 基 盤 安 定 化 積 立 金	13,800	13,800	債 務 保 証 見 返	2,942	2,536	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	182	173	貸 倒 引 当 金	△ 942	△ 839	特 別 積 立 金	20,219	20,219				当 期 未 処 分 剰 余 金	11,920	11,210				(う ち 当 期 剰 余 金)	(3,902)	(3,185)	資 産 の 部 合 計	1,958,072	1,850,772	会 員 資 本 合 計	151,580	151,662				その他有価証券評価差額金	13,092	3,471				評 価・換 算 差 額 等 合 計	13,092	3,471				純 資 産 の 部 合 計	164,672	155,134				負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,958,072	1,850,772
その他の有形固定資産	99	86	出 資 金	74,495	74,495																																																																																																			
無 形 固 定 資 産	64	56	(う ち 後 配 出 資 金)	(52,530)	(52,530)																																																																																																			
ソ フ ト ウ エ ア	63	55	資 本 準 備 金	0	0																																																																																																			
その他の無形固定資産	1	1	再 評 價 積 立 金	25	25																																																																																																			
外 部 出 資	92,502	97,599	利 益 剰 余 金	77,059	77,141																																																																																																			
系 統 出 資	91,457	96,555	利 益 準 備 金	30,937	31,737																																																																																																			
系 統 外 出 資	529	529	そ の 他 利 益 剰 余 金	46,121	45,403																																																																																																			
子 会 社 等 出 資	515	515	經 營 基 盤 安 定 化 積 立 金	13,800	13,800																																																																																																			
債 務 保 証 見 返	2,942	2,536	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	182	173																																																																																																			
貸 倒 引 当 金	△ 942	△ 839	特 別 積 立 金	20,219	20,219																																																																																																			
			当 期 未 処 分 剰 余 金	11,920	11,210																																																																																																			
			(う ち 当 期 剰 余 金)	(3,902)	(3,185)																																																																																																			
資 産 の 部 合 計	1,958,072	1,850,772	会 員 資 本 合 計	151,580	151,662																																																																																																			
			その他有価証券評価差額金	13,092	3,471																																																																																																			
			評 価・換 算 差 額 等 合 計	13,092	3,471																																																																																																			
			純 資 産 の 部 合 計	164,672	155,134																																																																																																			
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,958,072	1,850,772																																																																																																			

資料編 単体経営資料

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
経 常 収 益	19,821	21,716
資 金 運 用 収 益	11,950	16,601
貸 出 金 利 息	1,975	1,406
預 け 金 利 息	20	715
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,895	8,551
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	0
そ の 他 受 入 利 息	5,059	5,927
(う ち 受 取 奨 励 金)	(4,977)	(5,927)
(う ち 受 取 特 別 配 当 金)	(81)	—
役 務 取 引 等 収 益	131	115
受 入 為 替 手 数 料	23	22
そ の 他 の 受 入 手 数 料	108	92
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0
そ の 他 事 業 収 益	2,564	388
受 取 助 成 金	0	—
国 債 等 債 券 売 却 益	1,237	352
受 取 出 資 配 当 金	1,326	35
そ の 他 経 常 収 益	5,175	4,610
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	96
株 式 等 売 却 益	419	1,010
金 錢 の 信 託 運 用 益	4,676	3,452
そ の 他 の 経 常 収 益	80	50
経 常 費 用	15,453	17,822
資 金 調 達 費 用	9,024	9,585
貯 金 利 息	35	694
借 用 金 利 息	94	—
そ の 他 支 払 利 息	8,894	8,890
(う ち 支 払 奨 励 金)	(8,892)	(8,889)
役 務 取 引 等 費 用	545	629
支 払 為 替 手 数 料	16	17
そ の 他 の 支 払 手 数 料	525	610
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	2	2

科 目	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
そ の 他 事 業 費 用	2,660	4,001
外 国 為 替 売 買 損	188	276
国 債 等 債 券 売 却 損	2,471	3,724
経 費	3,097	3,125
人 件 費	1,507	1,488
物 件 費	1,419	1,452
税 金	169	183
そ の 他 経 常 費 用	126	480
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	42	—
株 式 等 売 却 損	63	164
金 錢 の 信 託 運 用 損	9	316
そ の 他 の 経 常 費 用	10	0
経 常 利 息	4,367	3,894
特 別 損 失	3	133
固 定 資 産 処 分 損	3	1
減 損 損 失	—	132
税 引 前 当 期 利 息	4,364	3,761
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	489	595
法 人 税 等 調 整 額	△ 27	△ 19
法 人 税 等 合 計	461	575
当 期 剰 余 金	3,902	3,185
当 期 首 繰 越 剰 余 金	8,017	8,025
当 期 未 処 分 剰 余 金	11,920	11,210

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	11,920	11,210
任 意 積 立 金 取 崩 額	8	10
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	8	10
計	11,928	11,220
剩 余 金 処 分 額	3,903	3,152
利 益 準 備 金	800	700
出 資 配 当 金	964	482
普 通 出 資 配 当 金 (配 当 率)	439 (2.0%)	219 (1.0%)
後 配 出 資 配 当 金 (配 当 率)	525 (1.0%)	262 (0.5%)
事 業 分 量 配 当 金	2,138	1,970
次 期 繰 越 剰 余 金	8,025	8,068

(注) 1. 令和5年度の事業分量配当金の配当基準は、総合JAの令和5年度奨励金対象平残の基本部分に対し0.160%の割合です。

2. 令和6年度の事業分量配当金の配当基準は、総合JAの令和6年度奨励金対象平残の基本部分に対し0.140%の割合です。

●令和5年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法によ
り算定)
 - ・その他有価証券………時価法(評価差額は全部純資産直入
法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格
のない株式等については、原価法(売
却原価は移動平均法により算定)。
なお、取得価額と券面金額との差
額のうち金利調整と認められる部
分については償却原価法による取
得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成してい
る有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と
同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信
託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって
貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日
以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4
月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定
額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 38年～50年 |
| その他 | 5年～18年 |
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そ
のうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利
用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を
付しています。
- (8)引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上
基準」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する
債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで
計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした
貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき
損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて
算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保
の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債
権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フ
ローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残
額を計上しています。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収
可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連
部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査
部署が査定結果を監査しています。
 - ②賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に
対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計
上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、新潟県JAバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県JAバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

(9)ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

①為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

(10)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 942百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2)金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は2,039百万円です。

有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。

(2) 資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券522百万円を差し入れています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額は18百万円です。

(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は271百万円です。

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11百万円
危険債権額	1,009百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	1,021百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は46百万円です。

(9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、124,686百万円です。

(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	4百万円
うち事業取引高	4百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額	276百万円
うち事業取引高	276百万円

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リス

クに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借用金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、26,309百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した

長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	994,515	993,970	△544
金銭の信託			
その他の金銭の信託	112,307	112,307	—
有価証券			
その他有価証券	483,217	483,217	—
貸出金	266,471		
貸倒引当金	△940		
	265,531	265,452	△78
資産計	1,855,571	1,854,948	△623
貯金	1,771,566	1,770,713	△853
借用金	8,500	8,430	△69
負債計	1,780,066	1,779,143	△922
デリバティブ取引			
ヘッジ合計が適用されているもの	(37)	(37)	—
デリバティブ取引計	(37)	(37)	—

(注)1. その他有価証券及び金銭の信託には、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価に

あたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

		貸借対照表計上額
外部出資		92,502百万円

(注)外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 け 金	994,515	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
その他有価証券のうち満期があるもの	11,631	22,605	14,634	19,983	57,237	274,393
貸 出 金	82,159	36,719	24,649	27,033	21,735	74,131
合 计	1,088,306	59,325	39,283	47,017	78,972	348,525

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)21,148百万円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない後返特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。
2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等12百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3.貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件28百万円は償還日が特定できないため含めておりません。

⑤ 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,770,503	795	114	35	96	21
借 用 金	—	—	8,500	—	—	—
合 計	1,770,503	795	8,614	35	96	21

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	11,683	3,475	8,207
	債 券			
	国 債	31,012	29,933	1,079
	地 方 債	3,124	3,099	24
	社 債	37,612	36,942	670
	そ の 他	39,244	37,566	1,678
そ の 他		109,940	96,918	13,021
小 計		232,618	207,935	24,682
貸借対照表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	241	276	△35
	債 券			
	国 債	39,557	42,033	△2,476
	地 方 債	3,510	3,600	△89
	社 債	95,851	98,500	△2,648
	そ の 他	94,862	98,190	△3,328
そ の 他		16,576	16,815	△239
小 計		250,599	259,417	△8,817
合 計		483,217	467,352	15,865

(注)上記差額合計から繰延税金負債4,379百万円を差し引いた金額11,485百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	187	5	63
債 券	39,984	1,237	2,471
そ の 他	1,276	413	—
合 計	41,448	1,656	2,534

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1)その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	112,307	110,093	2,214	4,240	△2,026

(注)1.上記差額合計から繰延税金負債607百万円を差し引いた金額1,607百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	848百万円
退職給付費用	97百万円
退職給付の支払額	△63百万円
制度への拠出額	△17百万円
期末における退職給付引当金	864百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,409百万円
年金資産	△544百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	864百万円
退職給付引当金	864百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	97百万円
臨時に支払った割増退職金	1百万円
退職給付費用	99百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合により示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、128百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	39百万円
賞与引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	239百万円
県相互援助積立金超過額	928百万円
有価証券有税償却額	13百万円
未払奨励金損金否認額	210百万円
未払事業税	29百万円
その他	42百万円
繰延税金資産小計	1,534百万円
評価性引当額	△996百万円
繰延税金資産合計(A)	538百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,987百万円
固定資産圧縮積立金	△66百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△5,054百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△4,515百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.58%
事業分量配当金	△13.56%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	0.61%
その他	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.58%

10 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関しても、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

(3) 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	-一百万円
期末残高	15百万円

●令和6年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
- ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により及び関連法人等株式り算定)
 - ・その他有価証券………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については、原価法(売却原価は移動平均法により算定)。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 38年～50年
その他 5年～18年
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0としています。
- (8)外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9)引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査

部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、新潟県JAバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県JAバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

(10)ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

①為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

(11)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)貸倒引当金

- ①当年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 839百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(9)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2)金融商品の時価

- ①当年度に係る計算書類に計上した額
「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は2,105百万円です。
有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。

(2) 資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券508百万円を差し入れています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額は45百万円です。

(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は539百万円です。

(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	22百万円
危険債権額	983百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	800百万円
合計額	1,805百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は11百万円です。

(9) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規

定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、127,774百万円です。

(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金44,029百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	22百万円
うち事業取引高	22百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額	292百万円
うち事業取引高	292百万円

(3) 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	場所	減損損失
業務外賃貸ビル	土地建物等	新潟市	132百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。

業務外資産については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しています。

5 金融商品に関する事項**(1) 金融商品の状況に関する事項****① 金融商品に対する取組方針**

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によてもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他の目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従いを行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借用金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定さ

れた金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、23,323百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	946,531	944,434	△2,096
金銭の信託			
その他の金銭の信託	126,384	126,384	—
有価証券			
その他有価証券	408,269	408,269	—
貸出金	262,144		
貸倒引当金	△837		
貸倒引当金控除後	261,306	259,643	△1,662
資産計	1,742,491	1,738,732	△3,759
貯金	1,677,328	1,674,042	△3,285
借用金	8,500	8,403	△96
負債計	1,685,828	1,682,445	△3,382
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	214	214	—
デリバティブ取引計	214	214	—

(注)1. その他有価証券及び金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2. 貸出金に応対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の

- 合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。
- c 有価証券
有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。
相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。
- d 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

- a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

		貸借対照表計上額				
外部出資		97,599百万円				

(注)外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 け 金	946,531	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
その他有価証券のうち満期があるもの	22,624	14,000	20,063	28,002	31,460	211,884
貸 出 金	88,921	26,873	29,041	23,173	14,600	79,509
合 計	1,058,077	40,873	49,104	51,175	46,060	291,394

(注)1.貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)24,672百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金16,029百万円については「5年超」に含めています。

2.貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等24百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,676,032	978	131	17	141	25
借 用 金	—	8,500	—	—	—	—
合 計	1,676,032	9,478	131	17	141	25

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	9,751	3,096	6,654
	債 券			
	国 債	11,997	11,833	164
	地 方 債	1,200	1,194	5
	社 債	11,747	11,652	95
	そ の 他	21,937	21,200	736
貸借対照表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	そ の 他	61,350	53,267	8,083
	小 計	117,984	102,244	15,739
	株 式	223	267	△44
	債 券			
	国 債	28,337	30,659	△2,321
	地 方 債	2,908	2,999	△91
貸借対照表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	社 債	110,469	114,761	△4,292
	そ の 他	127,012	133,126	△6,114
	そ の 他	21,335	21,822	△486
	小 計	290,285	303,636	△13,351
	合 計		408,269	405,880
				2,388

(注)上記差額合計から緑延税金負債669百万円を差し引いた金額1,719百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	629	87	54
債券	63,981	352	3,724
その他	4,260	923	109
合計	68,871	1,363	3,888

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えるもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超 えないもの
その他の 金銭の信託	126,384	123,940	2,444	5,341	△2,897

(注)1.上記差額合計から繰延税金負債691百万円を差し引いた金額
1,752百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借
対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差
額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	864百万円
退職給付費用	99百万円
退職給付の支払額	△54百万円
制度への拠出額	△19百万円
期末における退職給付引当金	890百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,447百万円
年金資産	△557百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	890百万円
退職給付引当金	890百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	99百万円
臨時に支払った割増退職金	9百万円
退職給付費用	108百万円

(2)人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。また、存続組合により示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、117百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	14百万円
賞与引当金超過額	33百万円
退職給付引当金超過額	252百万円
県相互援助積立金超過額	952百万円
有価証券有税償却額	10百万円
未払奨励金損金否認額	206百万円
未払事業税	29百万円
その他	88百万円
繰延税金資産小計	1,586百万円
評価性引当額	△1,029百万円
繰延税金資産合計(A)	556百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,361百万円
固定資産圧縮積立金	△64百万円
資産除去債務	△0百万円
繰延税金負債合計(B)	△1,426百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△869百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.84%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.07%
事業分量配当金	△14.49%
住民税均等割等	0.10%
評価性引当額の増減	0.19%
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△0.14%
控除対象外源泉税	3.53%
その他	△0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.30%

(3)税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が
令和7年3月31日に国会で成立したことにより、令和8年4月
1日以後開始する年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われ
ることになりました。これに伴い、令和8年4月1日には開始する
年度以降に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資
産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前年度
の27.66%から28.38%に変更されました。その結果、当年度の
繰延税金負債が29百万円増加し、その他有価証券評価差額金が
34百万円減少し、法人税等調整額が5百万円増加しています。

10 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に
関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建
物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所
有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了に
よる原状回復義務に關しても、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18
年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

(3) 当年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	-一百万円
見積りの変更による増加額	31百万円
期末残高	47百万円

損益の状況

■ 主要な業務指標

最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、千口、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	18,402	18,442	18,841	19,821	21,716
経常利益	3,568	4,688	4,401	4,367	3,894
当期剰余金	3,347	4,168	4,052	3,902	3,185
出資金	74,496	74,495	74,495	74,495	74,495
(出資口数)	(7,449)	(7,449)	(7,449)	(7,449)	(7,449)
純資産額	169,379	164,730	154,429	164,672	155,134
総資産額	2,056,171	2,042,463	1,990,307	1,958,072	1,850,772
貯金等残高	1,831,229	1,838,142	1,804,451	1,771,566	1,677,328
貸出金残高	259,839	265,136	275,685	266,471	262,144
有価証券残高	543,878	548,166	518,673	483,217	408,269
剰余金配当金額	2,960	3,068	3,258	3,103	2,452
普通出資配当額	439	439	439	439	219
後配出資配当額	525	525	525	525	262
事業分量配当金	1,995	2,104	2,293	2,138	1,970
職員数	172	169	162	160	163
単体自己資本比率	13.66	12.86	12.15	11.40	11.02

(注) 1. 総資産額には、債務保証見返勘定が含まれています。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	3,452	7,667	4,215
役務取引等収支	△414	△514	△100
その他事業収支	△95	△3,612	△3,516
事業粗利益	2,942	3,540	598
(事業粗利益率)	(0.17)	(0.21)	(0.04)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用

3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

4. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支

5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
事業純益	△154	415	570
実質事業純益	△154	415	570
コア事業純益	1,079	3,787	2,707
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	1,882	651	△1,231

(注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資料編 単体経営資料

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,766,203	11,950	0.68	1,686,266	16,601	0.98
	うち預け金	998,582	5,079	0.51	989,915	6,642
	うち有価証券	502,598	4,895	0.97	446,786	8,551
	うち貸出金	265,021	1,975	0.75	249,290	1,406
資金調達勘定	1,708,382	8,497	0.50	1,630,624	8,934	0.55
	うち貯金・定積	1,793,675	8,928	0.50	1,740,673	9,583
	うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—
	うち借用金	20,380	94	0.46	8,500	—
総資金利ざや			0.00			0.24

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借用金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))+経費ー金銭の信託運用見合費用)/(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借用金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)ー金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取獎励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払獎励金が含まれています。

4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	68	4,651
	△448	1,562
	475	3,656
	40	△568
支払利息	△194	436
	△126	557
	—	—
	△0	△94
差引	263	4,215

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取獎励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払獎励金が含まれています。

4. 支払利息の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

事業の概況

■ 質問に関する指標

科目別質問平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
流動性貯金	36,597 (2.0)	37,214 (2.1)	616
定期性貯金	1,755,938 (97.9)	1,702,211 (97.8)	△ 53,726
その他の貯金	1,139 (0.1)	1,247 (0.1)	107
計	1,793,675 (100.0)	1,740,673 (100.0)	△ 53,002
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合計	1,793,675 (100.0)	1,740,673 (100.0)	△ 53,002

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. () 内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
定期貯金	1,724,992 (100.0)	1,639,832 (100.0)	△ 85,160
固定金利定期	1,724,992 (100.0)	1,639,832 (100.0)	△ 85,160
変動金利定期	— (—)	— (—)	—

(注) 1. 固定金利定期は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

2. 変動金利定期は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

3. () 内は構成比です。

■ 貸出金に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	693	773	80
証書貸付	222,383	202,032	△ 20,350
当座貸越	41,915	46,466	4,550
割引手形	29	18	△ 11
合計	265,021	249,290	△ 15,731

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
固定金利貸出	170,221 (63.9)	152,707 (58.3)	△ 17,514
変動金利貸出	96,250 (36.1)	109,436 (41.7)	13,186
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△ 4,327

(注) () 内は構成比です。

資料編 単体経営資料

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等	359 (0.1)	34 (0.0)	△324
有価証券	3 (0.0)	2 (0.0)	△0
動産	310 (0.1)	310 (0.1)	0
不動産	11,457 (4.3)	10,287 (3.9)	△1,170
その他の担保物	62 (0.0)	56 (0.0)	△6
計	12,192 (4.6)	10,691 (4.1)	△1,501
農業信用基金協会保証	1,377 (0.5)	1,150 (0.4)	△227
その他の保証	71 (0.0)	33 (0.0)	△37
計	1,448 (0.5)	1,183 (0.5)	△264
信用用	252,830 (94.9)	250,269 (95.5)	△2,561
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△4,327

(注) () 内は構成比です。

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等	74 (2.5)	— (—)	△74
有価証券	— (—)	— (—)	—
動産	— (—)	— (—)	—
不動産	915 (31.1)	1,043 (41.1)	127
その他の担保物	— (—)	— (—)	—
計	989 (33.6)	1,043 (41.1)	53
信用用	1,952 (66.4)	1,493 (58.9)	△459
合計	2,942 (100.0)	2,536 (100.0)	△405

(注) () 内は構成比です。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
設備資金	19,734 (7.4)	19,209 (7.3)	△525
運転資金	246,736 (92.6)	242,934 (92.7)	△3,802
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△4,327

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	3,209 (1.2)	3,531 (1.3)	322
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	19,756 (7.4)	23,106 (8.8)	3,349
鉱業	— (—)	— (—)	—
建設業	4,597 (1.7)	6,314 (2.4)	1,716
電気・ガス・熱供給・水道業	7,538 (2.8)	6,997 (2.7)	△541
運輸・通信業	12,724 (4.8)	12,804 (4.9)	80
卸売・小売・飲食業	19,077 (7.2)	20,108 (7.7)	1,031
金融・保険業	90,269 (33.9)	84,457 (32.2)	△5,812
不動産業	4,521 (1.7)	5,370 (2.0)	848
サービス業	68,374 (25.7)	69,918 (26.7)	1,544
地方公共団体	35,108 (13.2)	28,467 (10.9)	△6,641
その他の	1,293 (0.5)	1,065 (0.4)	△227
合計	266,471 (100.0)	262,144 (100.0)	△4,327

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	2,221	2,562	341
穀作	498	447	△50
野菜・園芸	571	618	46
果樹・樹園農業	37	31	△5
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	693	949	255
養鶏・鶏卵	290	390	100
養蚕	—	—	—
その他の農業	131	126	△5
農業関連団体等	29,970	31,316	1,346
合計	32,192	33,879	1,687

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前述の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	31,575	33,531	1,955
農業制度資金	616	348	△268
農業近代化資金	616	348	△268
その他制度資金	—	—	—
合計	32,192	33,879	1,687

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

【受託貸付金】

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
日本政策金融公庫資金	14,131	12,716	△1,414
その他の	—	—	—
合計	14,131	12,716	△1,414

(注)日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

資料編 単体経営資料

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額		
			担保・保証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	11	4	6	11
	令和6年度	22	2	19	22
危険債権	令和5年度	1,009	377	549	927
	令和6年度	983	337	549	887
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	800	—	23	23
三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
	令和6年度	800	—	23	23
小計	令和5年度	1,021	382	556	938
	令和6年度	1,805	340	592	933
正常債権	令和5年度	268,528			
	令和6年度	263,015			
合計	令和5年度	269,550			
	令和6年度	264,820			

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1.2.3.4.5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度				令和6年度					
	期首残高	期中增加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中增加額	期中減少額		
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	424	384	—	424	384	384	267	—	384	267
個別貸倒引当金	495	557	20	475	557	557	571	6	551	571
合計	920	942	20	899	942	942	839	6	935	839

貸出金償却額

該当する取引はありません。

■ 有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
国債	84,752	59,892	△24,860
地方債	6,611	4,355	△2,256
短期社債	—	—	—
社債	140,316	138,903	△1,413
株式	3,897	3,564	△333
外国証券	138,151	143,149	4,998
その他の証券	128,912	96,927	△31,984
合計	502,642	446,792	△55,849

(注)社債には、政府保証債、金融債が含まれています。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和5年度	国債	1,003	4,045	5,428	7,471	8,969	45,049	— 71,967
	地方債	500	500	400	2,199	3,100	—	— 6,699
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	6,638	8,465	4,650	1,948	8,236	53,748	54,068 137,757
	株式	—	—	—	—	—	3,752	3,752
	外国証券	3,500	15,424	24,599	30,354	55,809	3,754	— 133,442
	その他の証券	—	8,600	40,305	12,820	7,979	30,000	14,029 113,733
令和6年度	国債	—	4,433	5,522	1,876	14,458	16,200	— 42,492
	地方債	500	—	399	—	3,294	—	— 4,193
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	3,817	6,947	417	1,523	6,419	48,233	61,367 128,727
	株式	—	—	—	—	—	3,364	3,364
	外国証券	10,000	13,199	38,642	24,021	57,519	8,631	— 152,014
	その他の証券	8,000	9,155	13,556	9,588	18,068	—	16,720 75,089

(注)1. 社債には、政府保証債、金融債が含まれています。

2. 残高は取得原価です。

資料編 単体経営資料

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,683	3,475	8,207	9,751	3,096	6,654
	債券	71,750	69,975	1,775	24,944	24,679	265
	国債	31,012	29,933	1,079	11,997	11,833	164
	地方債	3,124	3,099	24	1,200	1,194	5
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	37,612	36,942	670	11,747	11,652	95
	その他	149,184	134,484	14,700	83,287	74,468	8,819
	外国証券	39,244	37,566	1,678	21,937	21,200	736
	その他の証券	109,940	96,918	13,021	61,350	53,267	8,083
	小計	232,618	207,935	24,682	117,984	102,244	15,739
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	241	276	△35	223	267	△44
	債券	141,140	146,449	△5,308	143,778	150,733	△6,955
	国債	39,557	42,033	△2,476	28,337	30,659	△2,321
	地方債	3,510	3,600	△89	2,908	2,999	△91
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	98,072	100,815	△2,742	112,532	117,074	△4,542
	その他	109,217	112,691	△3,473	146,284	152,635	△6,351
	外国証券	92,641	95,876	△3,234	124,948	130,813	△5,864
	その他の証券	16,576	16,815	△239	21,335	21,822	△486
	小計	250,599	259,417	△8,817	290,285	303,636	△13,351
合計		483,217	467,352	15,865	408,269	405,880	2,388

金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
その他の金銭の信託	112,307	110,093	2,214	4,240	2,026	126,384	123,940	2,444
								5,341
								2,897

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区分			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	1,694	1,657	△37	10,782	10,996	214
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合計			1,694	1,657	△37	10,782	10,996	214

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位: %)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.22	0.20	△ 0.02
純資産経常利益率	2.92	2.59	△ 0.33
総資産当期純利益率	0.20	0.17	△ 0.03
純資産当期純利益率	2.61	2.12	△ 0.49

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位: %)

区分	令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	15.0	15.6
	期中平均	14.8	14.3
貯証率	期末	27.3	24.3
	期中平均	28.0	25.7

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

役務取引の状況

(単位: 百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
役務取引等収益	131	115	△ 16
	23	22	△ 1
	55	44	△ 10
	53	48	△ 4
役務取引等費用	545	629	84
	16	17	0
	2	1	△ 0
	526	610	84

その他事業収益・その他事業費用の内訳

(単位: 百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
その他の事業収益	2,564	388	△ 2,175
	0	—	△ 0
	1,237	352	△ 884
	1,326	35	△ 1,290
その他の事業費用	2,660	4,001	1,341
	188	276	87
	2,471	3,724	1,253
	—	—	—

(注) 株式先物・株式オプション以外の金融派生商品に係る収益・費用は、「その他の事業収益」「その他の事業費用」に含まれています。

その他経常収益・その他経常費用の内訳

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
その他経常収益	5,175	4,610	△564
貸倒引当金戻入益	—	96	96
株式等売却益	419	1,010	591
金銭の信託運用益	4,676	3,452	△1,223
その他の経常収益	80	50	△29
その他経常費用	126	480	354
貸倒引当金繰入額	42	—	△42
株式等売却損	63	164	100
金銭の信託運用損	9	316	307
その他の経常費用	10	0	△10

経費の内訳

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
人件費	1,507	1,488	△19
役員報酬	64	64	—
給料手当	1,096	1,069	△27
福利厚生費	241	239	△1
退職給付費用	99	108	9
役員退職慰労引当金繰入	6	6	0
物件費	1,419	1,452	32
事業推進費	196	212	16
債権管理費	1	1	△0
旅費・交通費	22	21	△0
業務費	488	524	35
負担金	333	330	△3
施設費	331	323	△7
雑費	46	39	△7
税金	169	183	14
合計	3,097	3,125	27

(注)給料手当には、賞与引当金繰入額が含まれています。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金（注2）
対象役員（注1）に対する報酬等	64	6

（注1）対象役員は、経営管理委員8名、理事5名、監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：JAの代表者3名と外部委員（第三者）3名）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、退職時における報酬基礎月額に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受ける者（注4）のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

自己資本の充実の状況(単体)

1. 自己資本の状況

■自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び当会を利用されるお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和7年3月末における自己資本比率は11.02%と、国内基準（4%）を上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

普通出資金

項目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

後配出資金

項目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	525億円（前年度525億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーションル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

資料編 単体経営資料

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	148,476	149,209
うち、出資金及び資本準備金の額	74,495	74,495
うち、再評価積立金の額	25	25
うち、利益剰余金の額	77,059	77,141
うち、外部流出予定額（△）	3,103	2,452
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,739	3,623
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,739	3,623
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	152,216
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	46	40
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	40
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	46
		40

項目		令和5年度	令和6年度
自己資本			
自己資本の額 ((イ)－(ロ))	(八)	152,169	152,792
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		1,324,583	1,367,613
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・エージェンシーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)			4,721
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△ 4,743	
うち、他の金融機関等向けエクスポート・エージェンシー		△ 4,743	
うち、上記以外に該当するものの額		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額			—
勘定間の振替分			—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		9,160	18,130
信用リスク・アセット調整額		—	
資本フロア調整額			—
オペレーションナル・リスク相当額調整額		—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	1,333,744	1,385,744
自己資本比率			
自己資本比率 ((八)/(二))		11.40%	11.02%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーションナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

資料編 単体経営資料

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクspoージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現 金	2,373	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	72,061	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	6,481	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	43,864	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	4,193	838	33
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	3,889	388	15
	我が国の政府関係機関向け	35,007	3,268	130
	地方三公社向け	188	37	1
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,044,983	208,917	8,356
	法人等向け	169,764	120,745	4,829
	中小企業等向け及び個人向け	198	138	5
	抵当権付住宅ローン	—	—	—
	不動産取得等事業向け	2,986	2,960	118
	三月以上延滞等	6	—	—
	取立て未済手形	56	11	0
	信用保証協会等による保証付	1,417	139	5
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	出資等	6,100	6,100	244
	(うち出資等のエクスポージャー)	6,100	6,100	244
	(うち重要な出資のエクspoージャー)	—	—	—
	上記以外	289,967	668,977	26,759
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	112,136	280,341	11,213
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクspoージャー)	122,977	307,442	12,297
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー)	489	1,224	48
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー)	51,211	76,817	3,072
	(うち上記以外のエクspoージャー)	3,152	3,152	126
	証券化	12,962	2,592	103
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	12,962	2,592	103
	再証券化	—	—	—

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポート	258,785	314,204	12,568
	(うちルックスルーフ方式)	246,045	297,324	11,892
	(うちマンデート方式)	12,739	16,880	675
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		4,743	189
	標準的手法を適用するエクスポート別計	1,955,288	1,324,578	52,983
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %		5	0
	中央清算機関連エクスポート	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	1,955,288	1,324,583	52,983
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		9,160	366	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		1,333,744	53,349	

(注)1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8 %

資料編 単体経営資料

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度		
		エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現 金	2,510	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,526	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	9,547	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	36,708	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	9,920	1,984	79
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	3,495	349	13
	我が国の政府関係機関向け	22,806	2,048	81
	地方三公社向け	187	35	1
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保 険 会 社 向 け	1,001,763	203,785	8,151
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	14,168	4,100	164
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	162,601	120,119	4,804
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	6,490	5,389	215
	(うちトランザクター向け)	0	0	0
	不動産関連向け	4,153	3,343	133
	(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—
	(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—
	(うち事業用不動産関連向け)	1,618	1,816	72
	(うちその他不動産関連向け)	2,512	1,504	60
	(うちADC向け)	22	22	0
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	2,120	2,319	92
	自己居住用不動産等向けエクスポートに係る 延滞	—	—	—
	取立未済手形	75	15	0
	信用保証協会等による保証付	1,172	116	4
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株 式 等	5,656	5,656	226
	上記以外	325,349	749,616	29,984
	(うち重要な出資のエクスポート)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段の うち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外のものに係る エクスポート)	122,609	306,523	12,260
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係る エクスポート)	139,612	349,031	13,961
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポート)	507	1,269	50
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決 権を保有している他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に関するエクスポート)	—	—	—

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポート)	60,344	90,516	3,620
	(うち上記以外のエクスポート)	2,275	2,275	91
証券化		10,500	2,100	84
(うちSTC要件適用分)		—	—	—
(うち短期STC要件適用分)		—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)		10,500	2,100	84
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート		221,327	275,345	11,013
(うちルックスルーフ方式)		209,114	257,898	10,315
(うちマンデート方式)		12,213	17,447	697
(うち蓋然性方式250%)		—	—	—
(うち蓋然性方式400%)		—	—	—
(うちフォールバック方式)		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			4,721	188
標準的手法を適用するエクスポート計		1,869,915	1,367,505	54,700
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)			108	4
中央清算機関連エクスポート		—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		1,869,915	1,367,613	54,704
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額 (標準的計測手法)		オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		18,130	725	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		1,385,744	55,429	

オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

		令和6年度
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		18,130
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額		725
B1		12,086
B1C		1,450

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートのことをいいます。
 ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 6. オペレーションナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

- ①当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を以下のように整備しています。
- 当会のリスク管理については、関係法令、定款等によるほか、当会が定める「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」を基本として、単年度ごとに「リスク管理方針」を定めています。また、各種リスク量の計測については、「リスク計測事務手続」に具体的な方法を定めています。
 - 理事長以下常勤役員及び関係部署長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催するとともに必要に応じて随時開催し、当会の各種リスクに係る対応方針の検討や限度額の管理、リスク量の検証を実施しています。
- ②当会における貸倒引当金の計上は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。
- 正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
 - 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フロー等を合理的に見積もって算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。
 - 実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

■標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。なお、「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポートジャーゴとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポートジャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度				延滞 エクスポート ヤー		
		信用リスクに 関するエクス ポートの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポート ヤー	信用リスクに 関するエクス ポートの 残高	うち貸出金等			
	国 内	1,560,392	235,266	227,573	—	6	1,505,000	254,285	195,369	—	2,120
	国 外	123,147	—	123,147	—	—	133,087	—	133,087	—	—
地 域 別 残 高 計	1,683,540	235,266	350,721	—	6	1,638,087	254,285	328,456	—	2,120	
法 人	農 業	3,557	3,557	—	—	5	3,875	3,875	—	—	176
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	22,882	20,186	—	—	—	26,220	23,864	—	—	285
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	11,414	8,786	1,807	—	—	14,729	11,586	2,302	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	7,540	7,540	—	—	—	6,999	6,999	—	—	—
	運輸・通信業	26,900	12,727	13,821	—	—	19,012	12,809	5,880	—	—
	金融・保険業	391,728	55,125	244,130	—	—	415,391	64,186	253,527	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	92,600	90,262	1,518	—	—	102,050	100,820	505	—	1,633
	日本国政府・ 地方公共団体	113,916	35,148	78,768	—	—	76,221	28,494	46,772	—	—
	上記以外	994,438	—	—	—	—	946,809	—	—	—	—
	個 人	1,931	1,931	—	—	1	1,650	1,650	—	—	25
	そ の 他	16,629	—	10,675	—	—	25,125	—	19,467	—	—
業種別残高計	1,683,540	235,266	350,721	—	6	1,638,087	254,285	328,456	—	2,120	
	1 年 以 下	1,068,405	61,721	11,672	—	—	1,047,903	85,172	14,358	—	—
	1年超3年以下	77,034	48,510	28,524	—	—	68,699	44,307	24,391	—	—
	3年超5年以下	83,052	49,505	33,546	—	—	84,777	41,585	43,192	—	—
	5年超7年以下	60,114	20,120	39,993	—	—	47,387	20,821	26,566	—	—
	7年超10年以下	86,674	16,589	70,085	—	—	83,595	12,289	71,605	—	—
	10 年 超	140,744	38,772	101,971	—	—	117,329	50,073	67,256	—	—
	期限の定めのないもの	167,515	45	64,928	—	—	188,092	35	81,084	—	—
	残存期間別残高計	1,683,540	235,266	350,721	—	—	1,638,087	254,285	328,456	—	2,120

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。

なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポートをいいます。

5. 「延滞エクスポート」とは、次の事由が生じたエクスポートをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度				期末残高		
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額			
			目的使用	その他				目的使用			
一般貸倒引当金	424	384	—	424	384	384	267	—	384	267	
個別貸倒引当金	495	557	20	475	557	557	571	6	551	571	

資料編 単体経営資料

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却		
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	目的使用	その他	
法人	農業	52	121	—	52	121	—	121	166	4	116	166	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	47	45	—	47	45	—	45	48	—	45	48	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	0	—	—	0	0	—	0	—	—	0	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	369	365	20	348	365	—	365	335	—	365	335	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	25	24	—	25	24	—	24	22	1	23	22	—
業種別計		495	557	20	475	557	—	557	571	6	551	571	—

(注)一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,510	—	2,510	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	43,526	—	43,526	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	9,547	—	9,547	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	36,708	—	36,708	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	9,920	—	9,920	—	1,984	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	10～20	3,495	—	3,495	—	349	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	22,806	—	22,806	—	2,048	9
地方三公社向け	20	187	—	177	—	35	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	996,652	36,910	996,336	5,110	203,785	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150	13,608	1,400	13,608	560	4,100	29
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	155,261	54,692	154,892	7,338	120,119	74
(うち特定貸付債権向け)	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	6,131	1,261	5,997	359	5,389	85
(うちトランザクター向け)	45	—	0	—	0	0	45

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
不動産関連向け	20～150	4,132	20	4,128	20	3,343	81
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	—	—	—	—	—	—
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	—	—	—	—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	1,618	—	1,618	—	1,816	112
(うちその他不動産関連向け)	60	2,492	20	2,487	20	1,504	60
(うちA DC向け)	100～150	22	—	22	—	22	100
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50～150	1,542	31	1,541	8	2,319	150
自己居住用不動産等向けエクスポートージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	75	—	75	—	15	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1,172	—	1,172	—	116	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	5,656	—	5,656	—	5,656	100
上記以外	100～1250	325,349	—	325,349	—	749,616	230
(うち重要な出資のエクスポートージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー)	250～400	122,609	—	122,609	—	306,523	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポートージャー)	250	139,612	—	139,612	—	349,031	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートージャー)	250	507	—	507	—	1,269	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートージャー)	150	60,344	—	60,344	—	90,516	150
(うち右記以外のエクスポートージャー)	100	2,275	—	2,275	—	2,275	100
証券化	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20
(うちS TC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期S TC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちS TC・不良債権証券化適用対象外分)	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー	—	209,114	30,533	209,114	12,213	275,345	124
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	4,721	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	1,367,505	—

(注)最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

資料編 単体経営資料

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポートの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポートの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他				合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,526	—	—	—	—	—	—	—	—	43,526
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,547	—	—	—	—	—	—	—	—	9,547
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他			合計
我が国の地方公共団体向け	36,708	—	—	—	—	—	—	—	—	36,708
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	9,920	—	—	—	—	—	—	9,920
地方公共団体金融機関向け	—	3,495	—	—	—	—	—	—	—	3,495
我が国の政府関係機関向け	2,317	20,488	—	—	—	—	—	—	—	22,806
地方三公社向け	—	—	177	—	—	—	—	—	—	177
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他			合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	969,487	28,957	3,001	—	—	—	—	0	1,001,447	
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	4,000	7,667	2,500	—	—	—	—	—	—	14,168
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	21,723	29,112	5,604	—	—	93,254	—	—	12,535	162,230
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	250%	400%	その他					合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	5,656	—	—	—	—	—	5,656
	45%	75%	100%	その他						合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	—	85	—	—	6,272	—	—	—	6,357
(うちトランザクター向け)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他				合計
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	71	127	1,193	—	225	—	—	—	—	1,618
	60%	その他			合計					
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	—	2,508	0	—	—	—	—	—	—	2,508
	100%	150%	その他		合計					
不動産関連向け(うちADC向け)	22	—	—	—	—	—	—	—	—	22
	50%	100%	150%	その他		合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	1,531	—	18	—	—	—	1,549
自己居住用不動産等向けエクスポートに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	100%	その他					合計
現金	2,510	—	—	—	—	—	—	—	—	2,510
取立未済手形	—	—	75	—	—	—	—	—	—	75
信用保証協会等による保証付	3	1,168	—	—	—	—	0	—	—	1,172
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和5年度			
	格付あり	格付なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	128,448	128,448
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	37,976	37,976
	20%	25,985	1,060,555	1,086,541
	35%	—	—	—
	50%	34,467	658	35,126
	75%	—	197	197
	100%	6,653	104,938	111,592
	150%	—	51,217	51,217
	250%	—	232,440	232,440
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		67,106	1,616,434	1,683,540

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクspoージャー		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1,157,937	36,910	14	1,162,647
40%～70%	34,395	850	41	34,723
75%	5,662	107	25	5,689
80%	—	—	—	—
85%	5,992	1,147	28	6,234
90%～100%	86,723	53,862	13	93,404
105%～130%	1,193	—	—	1,193
150%	1,748	31	100	1,757
250%	5,656	—	—	5,656
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	17	6	100	23
合 計	1,299,328	92,916	14	1,311,331

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関する規程の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャヤーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャヤーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

また、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートジャヤーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャヤーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャヤーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定できること、③当会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートジャヤー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールの下で定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャヤーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,319	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	58	12,190	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—
上記以外	—	18	—
合計	58	14,529	—

(注) 1. 「エクスポートジャヤー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャヤー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャヤーのことです。

3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャヤーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,317	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	13,153	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	6	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポートージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	3	—
合計	12	15,475	—

(注) 1. 「エクスポートージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する規程の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会における派生商品取引及び長期決済期間取引の取り扱いについては、「自己資本比率算出規程」に定めており、派生商品取引は主としてヘッジ目的のために実施しています。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポート方式	カレント・エクスポート方式

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度						
	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			
(1)外国為替関連取引	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362

(注) 1. 「カレント・エクスポート方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

5. 証券化エクスポートージャーに関する事項

■リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポートージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートージャーのことです。「再証券化エクスポートージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポートージャーである取引に係るエクスポートージャーのことです。

当会では、投資家として証券化エクスポートージャーを取得しており、「リスク管理方針」において取得限度額を定め、「証券化案件にかかる管理事務手続」により適切に管理しています。

なお、当会の証券化エクスポートージャーに内在するリスクは、信用リスク及びマーケット・リスクのほか、流動性リスクやキャッシュフローが不確定なリスク等があります。

■体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポートージャーの取得にあたっては、取得限度額の範囲内においてフロント部署が投資対象案件のリスクを把握・分析したデューデリジェンスに基づく投資原案を作成し、フロントから独立したリスク管理担当部署が審査することにより、適切性を検証しています。

取得後の期中管理については、フロント部署が外部格付、裏付資産の状況等を定期的にモニタリングし、その内容をリスク管理担当部署において検証後、常勤役員及び関係部署長に報告するとともに、四半期ごとにリスク管理委員会に報告する体制となっています。

■信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポートージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

■証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

■証券化エクスポートージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

■内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項

該当する取引はありません。

資料編 単体経営資料

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポートジャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化エクスポートジャー	再証券化エクスポートジャー	証券化エクスポートジャー	再証券化エクスポートジャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	3,751	—	3,475	—
	自動車ローン	5,390	—	3,674	—
	その他	3,820	—	3,351	—
	合計	12,962	—	10,500	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポートジャーは再証券化エクスポートジャーを除いて記載し、証券化エクスポートジャーと再証券化エクスポートジャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和5年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポートジャー				再証券化エクスポートジャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	12,962	103		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			—	—
	1250%	—	—			—	—
	合計	12,962	103		合計	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			—	—
	1250%	—	—			—	—
	合計	—	—		合計	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポート				再証券化エクスポート		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	10,500	84		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—		—	—	—
	1250%	—	—		—	—	—
	合 計	10,500	84		合 計	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—		—	—	—
	1250%	—	—		—	—	—
	合 計	—	—		合 計	—	—

(注)証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。

c 自己資本比率告示第224並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートの額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
クレジットカード・信	—	—
住宅口一 自 動 車 口 一 そ の 他	—	—
合 計	—	—

(注)自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポートに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

d 保有する再証券化エクスポートに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6. CVAリスクに関する事項

- CVAリスク相当額の算出に使用する手法 (SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。) の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に先物外国為替取引が対象となります。
- CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要 (CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)
CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

7. マーケット・リスクに関する事項

- 当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

8. オペレーションル・リスクに関する事項

- リスク管理の方針の概要
「オペレーションル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。
当会では「リスクマネジメントの基本方針」及び「リスク管理規程」に基づいて、事務リスク、システムリスク等の管理を行っています。
- BIの算出方法
BI (事業規模指標) の額は、ILDC (金利要素)、SC (役務要素) 及びFC (金融商品要素) を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。
- ILMの算出方法
ILM (内部損失乗数) は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、有価証券勘定に区分される株式等は市場リスク管理の枠組みの中で、外部出資勘定に区分される株式又は出資については信用リスク管理の枠組みの中で、それぞれ適切に管理を行っています。

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	11,924	11,924	9,974	9,974
非 上 場	92,502	92,502	97,599	97,599
合 計	104,426	104,426	107,573	107,573

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
5	63	—	87	54	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
8,207	35	6,654	44

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルーア方式を適用するエクspoージャー	246,045	209,114
マンデート方式を適用するエクspoージャー	12,739	12,213
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるもの（例えば、貸出金・有価証券・貯金等）において発生するリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理を行っています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、「リスク管理規程」にて管理方針を定めたうえでアラームポイントの設定等を行い厳正な管理に努めています。また、金利リスク（VaR）については、預け金、貸出金、有価証券及び貯金の信頼区間を99%とするVaRを計測し、「リスク管理規程」に定める管理を行っています。

②リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

金利リスクのモニタリングについては、リスク統括部が主管部署となり、計測結果等についてリスク管理委員会等へ定期的に報告しています。また、金利リスク量のアラームポイントを設定し、一定の範囲に収まるようリスクコントロールしています。

③金利リスク計測の頻度

IRRBBについては、毎月末を基準日として月次で計測しています。VaRについては、有価証券は日次で計測し、預け金、貸出金及び貯金は毎月末を基準日として月次で計測しています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っていません。

■金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（△EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

⑦内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量の減少等によるものです。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

■△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しているほか、ストレステストを実施し自己資本比率への影響を試算しています。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	23,323	26,309	3,821	4,066
2	下方パラレルシフト	0	0	1,560	2,325
3	ステイープ化	13,336	16,054		
4	フラット化	31	647		
5	短期金利上昇	4,817	4,725		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	23,323	26,309	3,821	4,066
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		152,792		152,169	

(注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5. 「ステイープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

6. 「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

7. 「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

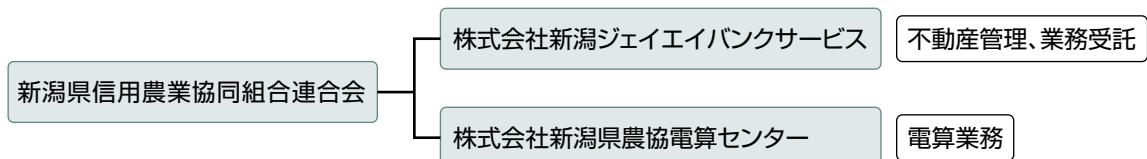
8. 「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

連結情報

グループの概況

■ グループの事業系統図

当会および子会社等の総合力で、県内系統信用事業（JAバンク新潟）等の円滑な業務運営に努めています。



■ 子会社等の状況

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金 (百万円)	当会の 議決権比率	当会及び 他の子会社等の 議決権比率
株式会社 新潟ジェイエイバンクサービス	不動産管理、当会の定型的後方業務の受託	新潟市中央区東中通一一番町189番地3	昭和39年11月26日	86	100.00%	100.00%
株式会社 新潟県農協電算センター	県下JAグループの電算機による情報処理	新潟市中央区新光町6番地5	昭和50年10月1日	497	16.51%	16.51%

■ 連結事業概況（令和6年度）

■ 事業の概況

令和6年度の当会の連結決算は、子会社の株式会社新潟ジェイエイバンクサービスを連結し、関連法人等の株式会社新潟県農協電算センターに対して持分法を適用しています。

連結決算の内容は、連結経常収益21,791百万円、連結当期剰余金3,195百万円、連結純資産156,019百万円、連結総資産1,851,628百万円で、連結自己資本比率は11.08%となりました。

■ 連結子会社等の事業概況

株式会社 新潟ジェイエイバンクサービス

当会からの業務受託と不動産管理事業等の実施により、事業は順調に推移し、当期純利益16百万円を計上しました。

株式会社 新潟県農協電算センター

JAグループの電算機による情報処理業務の受託をはじめとした各事業は順調に推移し、当期純利益62百万円を計上しました。

■ 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益	18,494	18,540	18,935	19,917	21,791
連結経常利益	3,588	4,740	4,446	4,413	3,915
連結当期剰余金	3,371	4,207	4,086	3,936	3,195
連結純資産額	170,147	165,537	155,269	165,547	156,019
連結総資産額	2,056,916	2,043,268	1,991,166	1,958,936	1,851,628
連結自己資本比率	13.72	12.92	12.21	11.46	11.08

(注) 1. 連結総資産額には、債務保証見返勘定が含まれています。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	科目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	
(資産の部)						
現金	2,373	2,510	貯金	1,771,501	1,677,244	
預け金	994,515	946,531	借用金	8,500	8,500	
金銭の信託	112,307	126,384	代理業務勘定	0	4	
有価証券	483,217	408,269	その他負債	1,525	2,027	
貸出金	266,447	262,093	諸引当金	3,495	3,493	
その他の資産	2,734	3,792	退職給付に係る負債	870	895	
有形固定資産	2,784	2,694	繰延税金負債	4,554	906	
建物	1,638	1,567	債務保証	2,942	2,536	
土地	1,033	1,018	負債の部合計	1,793,389	1,695,608	
リース資産	—	10	(純資産の部)			
その他の有形固定資産	112	97	出資金	74,495	74,495	
無形固定資産	64	56	資本剰余金	0	0	
ソフトウェア	63	55	利益剰余金	77,959	78,052	
その他の無形固定資産	1	1	会員資本合計	152,455	152,547	
外部出資	92,491	97,599	その他有価証券評価差額金	13,092	3,471	
債務保証見返	2,942	2,536	評価・換算差額等合計	13,092	3,471	
貸倒引当金	△942	△839	純資産の部合計	165,547	156,019	
資産の部合計	1,958,936	1,851,628	負債及び純資産の部合計	1,958,936	1,851,628	

資料編 連結情報

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)
経 常 収 益	19,917	21,791
資 金 運 用 収 益	11,950	16,601
貸 出 金 利 息	1,974	1,406
預 け 金 利 息	20	715
有 価 証 券 利 息 配 当 金	4,895	8,551
コ ー ル ポ ー ン 等 利 息	—	0
そ の 他 受 入 利 息	5,059	5,927
(う ち 受 取 奨 励 金)	(4,977)	(5,927)
(う ち 特 別 配 当 金)	(81)	(—)
役 務 取 引 等 収 益	131	115
そ の 他 事 業 収 益	2,650	457
そ の 他 経 常 収 益	5,185	4,617
経 常 費 用	15,504	17,875
資 金 調 達 費 用	9,024	9,585
貯 金 利 息	35	694
借 用 金 利 息	94	—
そ の 他 支 払 利 息	8,894	8,890
(う ち 支 払 奨 励 金)	(8,892)	(8,889)
役 務 取 引 等 費 用	545	629
そ の 他 事 業 費 用	2,660	4,001
経 費	3,148	3,178
そ の 他 経 常 費 用	126	480
経 常 利 益	4,413	3,915
特 別 損 失	4	133
固 定 資 産 処 分 損	4	1
減 損 損 失	—	132
税 金 等 調 整 前 当 期 利 益	4,409	3,782
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	502	608
法 人 税 等 調 整 額	△ 29	△ 21
法 人 税 等 合 計	472	586
当 期 利 益	3,936	3,195
当 期 剰 余 金	3,936	3,195

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)
(資 本 剰 余 金 の 部)		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	0	0
資 本 剰 余 金 增 加 高	—	—
資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	0	0
(利 益 剰 余 金 の 部)		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	77,281	77,959
利 益 剰 余 金 增 加 高	3,936	3,195
当 期 剰 余 金	3,936	3,195
利 益 剰 余 金 減 少 高	3,258	3,103
配 当 金	3,258	3,103
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	77,959	78,052

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	4,409	3,782
減価償却費	158	162
減損損失	—	132
貸倒引当金の増減額（△は減少）	21	△102
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	17	25
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	7	△2
持分法による投資損益	△14	△10
資金運用収益	△11,950	△16,601
資金調達費用	9,024	9,585
有価証券関係損益（△は益）	1,187	2,548
金銭の信託の運用損益（△は益）	△4,666	△3,135
外部出資関係損益（△は益）	2	—
為替差損益（△は益）	△962	347
固定資産処分損益（△は益）	4	1
貸出金の純増（△）減	9,232	4,354
預け金の純増（△）減	30,000	13,971
貯金の純増減（△）	△32,912	△94,256
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△900	—
資金運用による収入	16,391	16,088
資金調達による支出	△9,022	△9,032
事業分量配当金の支払額	△2,293	△2,138
その他	277	△457
小 計	8,011	△74,738
法人税等の支払額	△441	△614
事業活動によるキャッシュ・フロー	7,569	△75,353
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△51,332	△77,429
有価証券の売却による収入	41,334	72,063
有価証券の償還による収入	56,239	66,883
金銭の信託の増加による支出	△12,462	△15,543
金銭の信託の減少による収入	3,396	1,732
固定資産の取得による支出	△218	△166
外部出資による支出	△2	△5,152
外部出資の売却等による収入	—	54
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,955	42,442
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△11,800	—
出資配当金の支払額	△964	△964
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,764	△964
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	31,761	△33,875
5 現金及び現金同等物の期首残高	49,123	80,884
6 現金及び現金同等物の期末残高	80,884	47,009

■ 連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

連結子会社等に農協法に基づく開示債権はありませんので、当会単体の農協法に基づく開示債権残高と同額です。

■ 事業の種類別情報

子会社等の営む事業はグループ全事業に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

●令和5年度注記表(連結)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1)連結の範囲に関する事項
連結子会社 1社 株式会社新潟ジェイエイバンクサービス
- (2)持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社 1社 株式会社新潟県農協電算センター
- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結子会社及び持分法適用の関連会社の決算日はすべて3月31日です。
- (4)のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金、通知預け金です。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・その他有価証券…………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については、原価法(売却原価は移動平均法により算定)。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取引価額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 38年～50年
その他 5年～18年
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7)外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8)引当金の計上方法
①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上

基準」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度未支給見積額を計上しています。

④相互援助積立金

相互援助積立金は、新潟県JAバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県JAバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

(9)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(10)ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

①為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

(11)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)貸倒引当金

①当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 942百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2)金融商品の時価
- ①当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
 - ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は2,707百万円です。
有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。
- (2)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券522百万円を差し入れています。
- (3)当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (4)当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11百万円
危険債権額	1,009百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
合計額	1,009百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の

回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6)割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は46百万円です。

(7)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、124,616百万円です。

(8)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金32,549百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(その他の目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他の目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リス

クに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借用金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析

を利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、26,309百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	994,515	993,970	△544
金銭の信託			
その他の金銭の信託	112,307	112,307	—
有価証券			
その他有価証券	483,217	483,217	—
貸出金	266,447		
貸倒引当金	△940		
貸倒引当金控除後	265,507	265,428	△78
資産計	1,855,548	1,854,924	△623
貯金	1,771,501	1,770,648	△853
借用金	8,500	8,430	△69
負債計	1,780,001	1,779,078	△922
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(37)	(37)	—
デリバティブ取引計	(37)	(37)	—

(注) 1. その他有価証券及び金銭の信託には、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)の

- レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。
- c 有価証券
有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。
なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価算定会計基準適用指針」第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。
相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

- d 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似することから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

- a 貯金
要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の

金融商品の時価情報には含まれていません。

		連結貸借対照表計上額
外部出資		92,491百万円

(注)外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 け 金	994,515	—	—	—	—	—
有 価 証 券						
その他有価証券のうち満期があるもの	11,631	22,605	14,634	19,983	57,237	274,393
貸 出 金	82,156	36,716	24,646	27,030	21,732	74,127
合 計	1,088,303	59,322	39,281	47,014	78,969	348,521

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 21,148百万円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金32,549百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等12百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件28百万円は償還日が特定できないため含めておりません。

⑤借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,770,437	795	114	35	96	21
借 用 金	—	—	8,500	—	—	—
合 計	1,770,437	795	8,614	35	96	21

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,683	3,475	8,207
	債券			
	国債	31,012	29,933	1,079
	地方債	3,124	3,099	24
	社債	37,612	36,942	670
	その他	39,244	37,566	1,678
	その他	109,940	96,918	13,021
	小計	232,618	207,935	24,682
	株式	241	276	△35
	債券			
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	39,557	42,033	△2,476
	地方債	3,510	3,600	△89
	社債	95,851	98,500	△2,648
	その他	94,862	98,190	△3,328
	その他	16,576	16,815	△239
	小計	250,599	259,417	△8,817
	合計	483,217	467,352	15,865

(注) 上記差額合計から繰延税金負債4,379百万円を差し引いた金額
11,485百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	187	5	63
債券	39,984	1,237	2,471
その他	1,276	413	—
合計	41,448	1,656	2,534

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	112,307	110,093	2,214	4,240	△2,026

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債607百万円を差し引いた金額
1,607百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度

を採用しています。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	852百万円
退職給付費用	98百万円
退職給付の支払額	△63百万円
制度への拠出額	△17百万円
期末における退職給付に係る負債	870百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	1,414百万円
年金資産	△544百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	870百万円
退職給付に係る負債	870百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	98百万円
臨時に支払った割増退職金	1百万円
退職給付費用	99百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合により示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、128百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生原因別の主な内訳等

總延税金資産	
貸倒引当金超過額	39百万円
賞与引当金超過額	32百万円
退職給付引当金超過額	240百万円
県相互援助積立金超過額	928百万円
有価証券有税償却額	14百万円
未払奨励金損金否認額	210百万円
未払事業税	29百万円
その他	42百万円
總延税金資産小計	1,538百万円
評価性引当額	△997百万円
總延税金資産合計(A)	541百万円
總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,987百万円
固定資産圧縮積立金	△108百万円
資産除去債務	△0百万円
總延税金負債合計(B)	△5,095百万円
總延税金負債の純額 (A) + (B)	△4,554百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.54%
事業分量配当金	△13.42%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	0.61%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.71%

10 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承認期間終了による原状回復義務に関しても、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	－百万円
期末残高	15百万円

●令和6年度注記表（連結）

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1)連結の範囲に関する事項
連結子会社 1社 株式会社新潟ジェイエイバンクサービス
- (2)持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社 1社 株式会社新潟県農協電算センター
- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結子会社及び持分法適用の関連会社の決算日はすべて3月31日です。
- (4)のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金、通知預け金です。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2)有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・その他有価証券…………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については、原価法（売却原価は移動平均法により算定）。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取引額の修正を行っています。
- (3)金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
- (4)デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5)有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 38年～50年
その他 5年～18年
- (6)無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における耐用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0としています。

(8)外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(9)引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程附属書 資産の償却・引当の計上基準」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額並びに債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積って算出した回収可能額を控除した残額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度未支給見積額を計上しています。

④相互援助積立金

相互援助積立金は、新潟県JAバンクの信用向上に資するための支援に備えるため、「新潟県JAバンク支援制度規程」に基づき、必要額を計上しています。

(10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(11)ヘッジ会計の方法

リスク管理規程及びヘッジ取引の方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

①為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段である先物為替予約取引によりヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクが低減されることを、為替相場の変動割合に基づく比率分析によって確認することで行っています。

(12)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1)貸倒引当金

- ①当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 839百万円

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」「(9)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2)金融商品の時価

- ①当連結会計年度に係る計算書類に計上した額

「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する事項

- (1)有形固定資産の減価償却累計額は2,796百万円です。

有形固定資産の圧縮記帳額は126百万円です。

- (2)資産のうち為替決済等の担保として預け金30,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券508百万円を差し入れています。

- (3)当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

- (4)当会の理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

- (5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	22百万円
危険債権額	983百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	800百万円
合計額	1,805百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (6)割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は11百万円です。

- (7)当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、127,704百万円です。

- (8)貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金44,029百万円が含まれています。

5 連結損益計算書に関する事項

- (1)当連結会計年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しています。

主な用途	種類	場所	減損損失
業務外賃貸ビル	土地建物等	新潟市	132百万円

業務用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については各資産毎の単位でグルーピングをしています。

業務外資産については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しています。

6 金融商品に関する事項

- (1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、新潟県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託、投資証券等であり、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、価格変動リスク等に晒されています。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、為替リスク・ヘッジの一環で行っている先物為替予約取引があります。当会では、先物為替予約取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部及び農業部のほかリスク統括部(審査・管理業務担当)により行われ、また、定期的に理事会やリスク管理委員会を開催し、経営陣に報告を行っています。さらに与信管理の状況については、リスク統括部(リスク管理業務担当)がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク統括部(リスク管理業務担当)において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針及び金利リスクに関する管理諸規程に基づき、リスク統括部を主管部署として、当会の資産に占めるウェイトが大きく市場性資産として日々価格が変動する有価証券については毎営業日、貸出金、預け金及び貯金については月次でそれぞれ金利リスク量を計測・管理しています。

また、金利感応性のあるすべての資産・負債・オフバランスの金利リスク量についても、上方パラレルシフト等複数の金利ショック・シナリオによるリスク量を毎月計測・管理しています。

これらの情報については理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、必要に応じて先物為替予約取引によるリスク・ヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの管理を行っています。

これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会及びリス

ク管理委員会において定期的に報告されています。

なお、総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門や役割をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスクマネジメントの基本方針等に基づいて実施されています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、受益証券、「金銭の信託」、「貯金」、「借用金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定である仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融資産及び金融負債の時価は、23,323百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALM委員会及び資金運用検討委員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：百万円)			
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	946,531	944,434	△2,096
金銭の信託			
その他の金銭の信託	126,384	126,384	—
有価証券			
その他有価証券	408,269	408,269	—
貸出金	262,093		
貸倒引当金	△837		
	261,255	259,593	△1,662
資産計	1,742,441	1,738,681	△3,759
貯金	1,677,244	1,673,958	△3,285
借用金	8,500	8,403	△96
負債計	1,685,744	1,682,361	△3,382
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	214	214	—
デリバティブ取引計	214	214	—

- (注) 1. その他有価証券及び金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似したことから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額

を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額	
外部出資	97,599百万円
(注)外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。	

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	946,531	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	22,624	14,000	20,063	28,002	31,460	211,884
貸出金	88,914	26,866	29,034	23,165	14,592	79,501
合計	1,058,069	40,866	49,097	51,167	46,053	291,386

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 24,672百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金16,029百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等24百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内 2年以内	1年超 2年超 3年以内	2年超 3年超 4年以内	3年超 4年超 5年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	1,675,948	978	131	17	141	25
借 用 金	—	8,500	—	—	—	—
合 計	1,675,948	9,478	131	17	141	25

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1)有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	9,751	3,096	6,654
	債 券			
	国 債	11,997	11,833	164
	地 方 債	1,200	1,194	5
	社 債	11,747	11,652	95
	そ の 他	21,937	21,200	736
	そ の 他	61,350	53,267	8,083
	小 計	117,984	102,244	15,739
	株 式	223	267	△44
	債 券			
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	28,337	30,659	△2,321
	地 方 債	2,908	2,999	△91
	社 債	110,469	114,761	△4,292
	そ の 他	127,012	133,126	△6,114
	そ の 他	21,335	21,822	△486
	小 計	290,285	303,636	△13,351
	合 計	408,269	405,880	2,388

(注)上記差額合計から繰延税金負債669百万円を差し引いた金額
1,719百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2)当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	629	87	54
債 券	63,981	352	3,724
そ の 他	4,260	923	109
合 計	68,871	1,363	3,888

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1)その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	126,384	123,940	2,444	5,341	△2,897

(注)1. 上記差額合計から繰延税金負債691百万円を差し引いた金額
1,752百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1)退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約に基づき確定給付企業年金制度を採用しています。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	870百万円
退職給付費用	99百万円
退職給付の支払額	△54百万円
制度への拠出額	△19百万円
期末における退職給付に係る負債	895百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	1,453百万円
年金資産	△557百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	895百万円
退職給付に係る負債	895百万円

c 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	99百万円
臨時に支払った割増退職金	9百万円
退職給付費用	109百万円

(2)人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合により示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、117百万円となっています。

10 税効果会計に関する事項

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生原因別の主な内訳等

總延税金資産	
貸倒引当金超過額	14百万円
賞与引当金超過額	33百万円
退職給付引当金超過額	254百万円
県相互援助積立金超過額	952百万円
有価証券有税償却額	11百万円
未払奨励金損金否認額	206百万円
未払事業税	29百万円
その他	88百万円
總延税金資産小計	1,590百万円
評価性引当額	△1,030百万円
總延税金資産合計(A)	559百万円
總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,361百万円
固定資産圧縮積立金	△105百万円
資産除去債務	△0百万円
總延税金負債合計(B)	△1,466百万円
總延税金負債の純額 (A) + (B)	△906百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.05%
事業分量配当金	△14.41%
住民税均等割等	0.11%
評価性引当額の増減	0.19%
税率変更による期末總延税金負債の減額修正	△0.12%
控除対象外源泉税	3.51%
その他	△0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.50%

(3) 税率の変更による總延税金資産及び總延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が
令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4
月1日以後開始する年度より、「防衛特別法人税」の課税が行
われることになりました。これに伴い、令和8年4月1日に
開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異について、總
延税金資産及び總延税金負債の計算に使用した法定実効税率
は、前連結会計年度の27.66%から28.38%に変更されました。
その結果、当連結会計年度の總延税金負債が30百万円増加し、
その他有価証券評価差額金が34百万円減少し、法人税等調整
額が4百万円増加しています。

11 資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当会の一部の建物に使用されている有害物質を除去する債務
に関して、資産除去債務を計上しています。また、当会の一部
の建物は他社が所有する建物内に設置し、設置の際に当該
建物の所有者と使用に係る営業承認契約を締結しており、承
認期間終了による原状回復義務に関して、資産除去債務を
計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は18
年～19年、割引率は0.455%～2.015%を採用しています。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	15百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の取崩による減少額	一百万円
見積りの変更による増加額	31百万円
期末残高	47百万円

自己資本の充実の状況(連結)

(1) 連結の範囲に関する事項

■連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違する会社はありません。

■連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

●連結子会社数 1社

●主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟ジェイエイバンクサービス	不動産管理及び県信連の定型的後方業務の受託

■持分法が適用される関連法人

●関連法人数 1社

●主要な関連法人

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟県農協電算センター	J A 及び J A 連合会の電算機による情報処理

■比例連結が適用される関連法人

該当する会社はありません。

■連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

■連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

■連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当事項はありません。

■規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

(2) 自己資本の状況

■自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和7年3月末における連結自己資本比率は11.08%と、国内基準（4%）を上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

■経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

後配出資金

項目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	525億円（前年度525億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーションル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

資料編 連結情報

a 連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	149,352	150,095
うち、出資金及び資本剰余金の額	74,495	74,495
うち、再評価積立金の額	25	25
うち、利益剰余金の額	77,934	78,026
うち、外部流出予定額(△)	3,103	2,452
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,739	3,623
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,739	3,623
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	153,091	153,718
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	46	40
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	46	40
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	46	40
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	153,045	153,678
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,325,288	1,368,339
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポート・リヤーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	4,721
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,743	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート・リヤー	△ 4,743	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,320	18,121
信用リスク・アセット調整額	—	↗
資本フロア調整額	↗	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	↗
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	1,334,609
連結自己資本比率 ((八)／(二))	11.46%	11.08%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

資料編 連結情報

b 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクスポートの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現 金	2,373	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	72,061	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	6,481	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	43,864	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	4,193	838	33
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	3,889	388	15
	我が国の政府関係機関向け	35,007	3,268	130
	地方三公社向け	188	37	1
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,044,983	208,917	8,356
	法人等向け	169,740	120,725	4,829
	中小企業等向け及び個人向け	198	138	5
	抵当権付住宅口一 ン	—	—	—
	不動産取得等事業向け	2,986	2,960	118
	三月以上延滞等	6	—	—
	取立て未済手形	56	11	0
	信用保証協会等による保証付	1,417	139	5
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	出資等	6,089	6,089	243
	(うち出資等のエクスポート)	6,089	6,089	243
	(うち重要な出資のエクスポート)	—	—	—
	上記以外	290,761	669,714	26,788
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート)	112,136	280,341	11,213
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポート)	122,977	307,442	12,297
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート)	450	1,126	45
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート)	51,211	76,817	3,072
	(うち上記以外のエクスポート)	3,985	3,985	159
	証券化	12,962	2,592	103
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	12,962	2,592	103
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	258,785	314,204	12,568
	(うちルックスルーワ方式)	246,045	297,324	11,892
	(うちマントレト方式)	12,739	16,880	675
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—

(単位：百万円)

		令和5年度		
		エクスポートの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち蓋然性方式 400 %)	—	—	—
	(うちフルバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		4,743	189
	標準的手法を適用するエクスポート別計	1,956,049	1,325,283	53,011
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %		5	0
	中央清算機関連エクスポート	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	1,956,049	1,325,288	53,011
オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)		オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		9,320	372	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		1,334,609	53,384	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポート、重要な出資のエクスポートが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもののが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーション・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
(オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

(粗利益(正の値の場合に限る) × 15%) の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

資料編 連結情報

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和6年度		
		エクspoージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額b = a × 4 %
	現 金	2,510	—	—
	我 が 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 银 行 向 け	43,526	—	—
	外 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 银 行 向 け	9,547	—	—
	国 际 決 済 银 行 等 向 け	—	—	—
	我 が 国 の 地 方 公 共 团 体 向 け	36,708	—	—
	外 国 の 中 央 政 府 等 以 外 の 公 共 部 门 向 け	9,920	1,984	79
	国 际 开 發 银 行 向 け	—	—	—
	地 方 公 共 团 体 金 融 機 構 向 け	3,495	349	13
	我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	22,806	2,048	81
	地 方 三 公 社 向 け	187	35	1
	金 融 機 関 、 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業 者 及 び 保 险 会 社 向 け	1,001,763	203,785	8,151
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	14,168	4,100	164
	カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	—	—	—
	法 人 等 向 け (特 定 贸 付 債 權 向 け を 含 む。)	162,549	120,088	4,803
	(うち特 定 贸 付 債 權 向 け)	—	—	—
	中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	6,490	5,389	215
	(うちト ラ ン ザ ク タ ー 向 け)	0	0	0
	不 動 产 関 連 向 け	4,153	3,343	133
	(うち自己居住用不動産等向け)	—	—	—
	(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—
	(うち事業用不動産関連向け)	1,618	1,816	72
	(うちその他の不動産関連向け)	2,512	1,504	60
	(うちA D C 向 け)	22	22	0
	劣 後 債 券 及 び そ の 他 资 本 性 証 券 等	—	—	—
	延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	2,120	2,319	92
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取 立 未 濟 手 形	75	15	0
	信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	1,172	116	4
	株 式 会 社 地 域 経 済 活 性 化 支 援 機 构 等 に よ る 保 証 付	—	—	—
	株 式 等	5,656	5,656	226
	上 記 以 外	326,162	750,373	30,014
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー)	122,609	306,523	12,260
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	139,612	349,031	13,961
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	470	1,176	47
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクspoージャー)	60,344	90,516	3,620
	(うち上記以外のエクspoージャー)	3,125	3,125	125
	証 券 化	10,500	2,100	84
	(うちS T C 要 件 適 用 分)	—	—	—

(単位：百万円)

		令和6年度		
		エクスポートの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち短期S T C要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	10,500	2,100	84
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	221,327	275,345	11,013
	(うちルックスルーフ方式)	209,114	257,898	10,315
	(うちマンデート方式)	12,213	17,447	697
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されたなかったものの額(△)		4,721	188
	標準的手法を適用するエクスポート計	1,870,675	1,368,230	54,729
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		108	4
	中央清算機関連エクスポート	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	1,870,675	1,368,339	54,733
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
<標準的計測手法>		18,121	724	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	
		1,386,460	55,458	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

		令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		18,121
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		724
B I		12,080
B I C		1,449

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポートのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.74）をご参照ください。

- a 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		令和5年度				令和6年度				延滞 エクスポート ジャー	
		信用リスクに 関するエクス ポートの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上延滞 エクスポート ジャー	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		
国 内	1,561,153	235,242	227,573	—	6	1,505,760	254,233	195,369	—	2,120	
国 外	123,147	—	123,147	—	—	133,087	—	133,087	—	—	
地 域 別 残 高 計	1,684,301	235,242	350,721	—	6	1,638,847	254,233	328,456	—	2,120	
法 人	農 業	3,557	3,557	—	—	5	3,875	3,875	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	22,882	20,186	—	—	—	26,220	23,864	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	11,380	8,762	1,807	—	—	14,676	11,533	2,302	—	
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	7,540	7,540	—	—	—	6,999	6,999	—	—	
	運輸・通信業	26,900	12,727	13,821	—	—	19,012	12,809	5,880	—	
	金融・保険業	391,728	55,125	244,130	—	—	415,392	64,186	253,527	—	
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	92,600	90,262	1,518	—	—	102,050	100,820	505	—	
	日本国政府・ 地方公共団体	113,916	35,148	78,768	—	—	76,221	28,494	46,772	—	
	上記以外	994,438	—	—	—	—	946,809	—	—	—	
	個 人	1,931	1,931	—	—	1	1,650	1,650	—	25	
	そ の 他	17,424	—	10,675	—	—	25,938	—	19,467	—	
業種別 残高計		1,684,301	235,242	350,721	—	6	1,638,847	254,233	328,456	—	2,120
1 年 以 下		1,068,400	61,716	11,672	—	—	1,047,896	85,165	14,358	—	—
1年超3年以下		77,034	48,510	28,524	—	—	68,699	44,307	24,391	—	—
3年超5年以下		83,052	49,505	33,546	—	—	84,777	41,585	43,192	—	—
5年超7年以下		60,095	20,101	39,993	—	—	47,342	20,775	26,566	—	—
7年超10年以下		86,674	16,589	70,085	—	—	83,895	12,289	71,605	—	—
10 年 超		140,744	38,772	101,971	—	—	117,329	50,073	67,256	—	—
期限の定めのないもの		168,299	45	64,928	—	—	188,905	35	81,084	—	—
残存期間別残高計		1,684,301	235,242	350,721	—	—	1,638,847	254,233	328,456	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートに含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち対応で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポートをいいます。
5. 「延滞エクスポート」とは、次の事由が生じたエクスポートのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

b 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(a) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	424	384	—	424	384	384	267	—	384	267
個別貸倒引当金	495	557	20	475	557	557	571	6	551	571

(b) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

法 人	令和5年度					令和6年度				
	個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
農業	52	121	—	52	121	—	121	166	4	116
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	47	45	—	47	45	—	45	48	—	45
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	0	—	—	0	0	—	0	—	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	369	365	20	348	365	—	365	335	—	365
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	25	24	—	25	24	—	24	22	1	23
業種別計	495	557	20	475	557	—	557	571	6	551
										571

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

資料編 連結情報

(c) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値	
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,510	—	2,510	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	43,526	—	43,526	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	9,547	—	9,547	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	36,708	—	36,708	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	9,920	—	9,920	—	1,984	20
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	3,495	—	3,495	—	349	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	22,806	—	22,806	—	2,048	9
地方三公社向け	20	187	—	177	—	35	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	996,652	36,910	996,336	5,110	203,785	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	13,608	1,400	13,608	560	4,100	29
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	155,211	54,672	154,862	7,336	120,088	74
(うち特定貸付債権向け)	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	6,131	1,261	5,997	359	5,389	85
(うちトランザクター向け)	45	—	0	—	0	0	45
不動産関連向け	20~150	4,132	20	4,128	20	3,343	81
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	—	—	—	—	—	—
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	—	—	—	—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	1,618	—	1,618	—	1,816	112
(うちその他不動産関連向け)	60	2,492	20	2,487	20	1,504	60
(うちA D C向け)	100~150	22	—	22	—	22	100
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	1,542	31	1,541	8	2,319	150
自己居住用不動産等向けエクスポート・ジヤーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	75	—	75	—	15	20
信用保証協会等による保証付	0~10	1,172	—	1,172	—	116	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	5,656	—	5,656	—	5,656	100
上記以外	100~1250	325,349	—	325,349	—	749,616	230
(うち重要な出資のエクスポート・ジヤー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート・ジヤー)	250~400	122,609	—	122,609	—	306,523	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポート・ジヤー)	250	139,612	—	139,612	—	349,031	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート・ジヤー)	250	470	—	470	—	1,176	250

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 $F(E/(C+D))$
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー)	150	60,344	—	60,344	—	90,516	150
(うち右記以外のエクspoージャー)	100	3,125	—	3,125	—	3,125	100
証券化	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	10,500	—	10,500	—	2,100	20
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	209,114	30,533	209,114	12,213	275,345	124
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					4,721	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					1,368,230	

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

資料編 連結情報

(d) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクspoージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	43,526	—	—	—	—	—	—	43,526					
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,547	—	—	—	—	—	—	9,547					
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	36,708	—	—	—	—	—	—	36,708					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	9,920	—	—	—	—	9,920					
地方公共団体金融機関向け	—	3,495	—	—	—	—	—	3,495					
我が国の政府関係機関向け	2,317	20,488	—	—	—	—	—	22,806					
地方三公社向け	—	—	177	—	—	—	—	177					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	969,487	28,957	3,001	—	—	—	—	0	1,001,447				
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	4,000	7,667	2,500	—	—	—	—	—	14,168				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	21,723	29,112	5,604	—	—	93,223	—	—	12,535	162,199			
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
株式等	—	—	—	5,656	—	—	—	—	5,656				
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	85	—	—	6,272	—	—	6,357					
(うちトランザクター向け)	0	—	—	—	—	—	—	—	0				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	71	127	1,193	—	225	—	—	1,618					
	60%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—	2,508	—	0	—	—	—	2,508					
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちADC向け）	22	—	—	—	—	—	—	22					
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	1,531	—	18	—	—	1,549					
自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	2,510	—	—	—	—	—	—	2,510					
取立未済手形	—	—	75	—	—	—	—	75					
信用保証協会等による保証付	3	1,168	—	—	—	—	—	0	1,172				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(e) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	128,448	128,448
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	37,976	37,976
	20%	25,985	1,060,555	1,086,541
	35%	—	—	—
	50%	34,467	658	35,126
	75%	—	197	197
	100%	6,653	105,737	112,391
	150%	—	51,217	51,217
	250%	—	232,401	232,401
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		67,106	1,617,194	1,684,301

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(f) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクspoージャー		CCFの加重 平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	1,157,937	36,910	14	1,162,647
40%～70%	34,395	850	41	34,723
75%	5,662	107	25	5,689
80%	—	—	—	—
85%	5,992	1,147	28	6,234
90%～100%	86,672	53,842	13	93,373
105%～130%	1,193	—	—	1,193
150%	1,748	31	100	1,757
250%	5,656	—	—	5,656
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	17	6	100	23
合 計	1,299,277	92,896	14	1,311,299

- (注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的な内容は、単体の開示内容（P.80）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,319	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	58	12,190	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関連	—	—	—
上記以外	—	18	—
合計	58	14,529	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポート及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,317	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	13,153	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	6	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	3	—
合計	12	15,475	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

資料編 連結情報

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.82）をご参照ください。

a 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和5年度						令和6年度					
	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額	グロス 再構築 コストの額	信用リスク 削減効果 勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク 削減効果 勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他				現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	16	—	—	—	16	254	362	—	—	—	362

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

b 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

c 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(6) 証券化エクスポートに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポートを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.83）をご参照ください。

a 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

該当ありません。

b 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

(a) 保有する証券化エクスポートの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポート	再証券化 エクスポート	証券化 エクスポート	再証券化 エクスポート
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	3,751	—	3,475	—
	自動車ローン	5,390	—	3,674	—
	その他の	3,820	—	3,351	—
	合計	12,962	—	10,500	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他の	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注)証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。

資料編 連結情報

(b) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和5年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポート				再証券化エクスポート		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	12,962	103		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—		合 计	—	—
	1250%	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	合 计	12,962	103		100%～ 250%未満	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	250%～ 400%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		1250%	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		合 计	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	400%～1250%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	1250%	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	合 计	—	—		400%～1250%未満	—	—

令和6年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポート				再証券化エクスポート		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	10,500	84		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—		合 计	—	—
	1250%	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	合 计	10,500	84		100%～ 250%未満	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	250%～ 400%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		1250%	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		合 计	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		0%～ 100%未満	—	—
	400%～1250%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	1250%	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	合 计	—	—		400%～1250%未満	—	—

(注)証券化エクスポートは再証券化エクスポートを除いて記載し、証券化エクスポートと再証券化エクスポートを区別して記載しています。

(c) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートジャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
クレジットカード与信	—	—
住宅口一元	—	—
自動車口一元	—	—
その他の	—	—
合計	—	—

(注)自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポートジャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポートジャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

(d) 保有する再証券化エクスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無

(7) CVAリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるCVAリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.86）をご参照ください。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

(9) オペレーションナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーションナル・リスクの管理方針や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーションナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P.86）をご参照ください。

資料編 連結情報

(10) 出資等又は株式等エクスポートナーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資等又は株式等エクスポートナーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポートナーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.87）をご参照ください。

a 出資等又は株式等エクスポートナーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上	場	11,924	11,924	9,974	9,974
非	上	場	92,491	92,491	97,599
合	計	104,416	104,416	107,573	107,573

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

b 出資等又は株式等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
5	63	—	87	54	—

c 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
8,207	35	6,654	44

d 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルーワイドを適用するエクスポージャー	246,045	209,114
マンデート方式を適用するエクspoージャー	12,739	12,213
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P.88~89)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	23,323	26,309	3,821	4,066
2	下方パラレルシフト	0	0	1,560	2,325
3	ステイープ化	13,336	16,054		
4	フラット化	31	647		
5	短期金利上昇	4,817	4,725		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	23,323	26,309	3,821	4,066
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		153,678		153,045	

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月27日

新潟県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **島本春幸**

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

法定開示項目と掲載ページ一覧表

単体開示項目(農業協同組合法施行規則第204条関連)

I 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織	38
2. 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	38
3. 会計監査人の氏名又は名称	128
4. 事務所の名称及び所在地	39
5. 特定信用事業代理業者に関する事項	39

II 主要な業務の内容

6. 主要な業務の内容	31～37
-------------	-------

III 主要な業務に関する事項

7. 直近の事業年度における事業の概況	20～22
8. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
① 経常収益	55
② 経常利益又は経常損失	55
③ 当期剰余金又は当期損失金	55
④ 出資金及び出資口数	55
⑤ 純資産額	55
⑥ 総資産額	55
⑦ 質金等残高	55
⑧ 貸出金残高	55
⑨ 有価証券残高	55
⑩ 単体自己資本比率	55
⑪ 剰余金の配当の金額	55
⑫ 職員数	55
9. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	55～56、64
② 質金に関する指標	57
③ 貸出金等に関する指標	57～59、64
④ 有価証券等に関する指標	61、64

IV 業務の運営に関する事項

10. リスク管理の体制	12～13
11. 法令遵守の体制	14
12. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	25～30
13. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15

V 直近の2事業年度における財産の状況

14. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	43～54
15. 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	60
16. 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	60
17. 自己資本の充実の状況	67～89
18. 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	62
② 金銭の信託	62
③ デリバティブ取引等	63
19. 貸倒引当金	60
20. 貸出金償却の額	60
21. 会計監査人の監査を受けている旨	128

連結開示項目(農業協同組合法施行規則第205条関連)

I 信連及びその子会社等の概況に関する事項

1. 信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	90
2. 信連の子会社等に関する事項	90

II 主要な業務の内容

3. 直近の事業年度における事業の概況	90
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	
① 経常収益	91
② 経常利益又は経常損失	91
③ 当期剰余金又は当期損失金	91
④ 純資産額	91
⑤ 総資産額	91
⑥ 連結自己資本比率	91

III 直近の2連結会計年度における財産の状況

5. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	91～92、94～105
6. 農協法に基づく開示債権の状況	93
7. 自己資本の充実の状況	106～127
8. 事業の種類別情報	93

その他重要な事項(農業協同組合法施行規則第207条)

役員等の報酬体系	66
----------	----

※皆さまからよりご理解をいただくため、法定開示項目以外についても開示しています。



令和7年7月発行

■ 編 集 ■

新潟県信用農業協同組合連合会
経営企画部

新潟市中央区東中通一番町189番地3
TEL 025-211-2101

<https://shinren.jabank-niigata.or.jp/>



—このディスクロージャー誌は—